

後期高齢者医療制度の概要

(平成25年度版)

山梨県後期高齢者医療広域連合

目 次

I	後期高齢者医療制度の沿革	-----	P 1～P 5
II	後期高齢者医療広域連合の組織	-----	P 6
III	後期高齢者医療制度の概要		
1	制度の運営としくみ	-----	P 7～P 10
	市町村負担金の状況	 (P 9・P 10)	
2	被 保 険 者	-----	P 11～P 14
	被保険者数の推移	 (P 12)	
	年齢区分別の状況	 (P 12)	
	所得区分別の状況	 (P 13)	
	軽減被保険者の状況	 (P 13)	
	異動事由別の状況	 (P 13)	
	市町村別被保険者数	 (P 14)	
3	保 険 料 の 賦 課	-----	P 15～P 19
	保険料賦課状況	 (P 18・P 19)	
4	保 険 料 の 徴 収	-----	P 20～P 25
	保険料収納状況	 (P 22)	
	市町村別収納状況	 (P 23・P 24)	
	短期証等の交付状況	 (P 25)	
	差押えの状況	 (P 25)	
	不納欠損の状況	 (P 25)	
5	保 険 給 付	-----	P 26～P 37
	医療費及び医療給付費	 (P 29)	
	葬祭費	 (P 29)	
	診療種別医療費の状況	 (P 30)	
	1人当たり医療費の状況	 (P 30)	
	市町村別医療費の状況	 (P 31)	
	市町村別療養給付費の状況	 (P 32)	
	市町村別1人当たり医療費【総額】	... (P 33)	
	市町村別1人当たり医療費【内訳】	... (P 34)	
	市町村別1人当たり療養費の状況	... (P 35)	
	市町村別診療費諸率の状況	... (P 36・P 37)	
6	医 療 費 の 適 正 化	-----	P 38
7	保 健 事 業	-----	P 39～P 40
	市町村別交付額の状況	 (P 40)	
8	決 算 の 状 況	-----	P 41～P 45
	一般会計決算の状況	 (P 43)	
	特別会計決算の状況	 (P 44・P 45)	

I 後期高齢者医療制度の沿革

S48	S58	H9	H11	H12	H14	H15	H17	H18	H20
老人医療費の無料化 (自治体レベルでは35年)	老人保健法を制定	政府等で新制度の検討を開始	老健拠出金不払い運動	新制度を平成十四年度に必ず実施すること	新制度まとまらず次の課題に	基本方針を決定 医療保険制度体系等に関する	医療制度改革大綱を決定	健康保険法等改正法案が成立	後期高齢者医療制度が施行

従来、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入したまま、「老人保健制度」のもとで医療を受けていましたが、特に高齢者の医療費が急速に伸びるなか、高齢者と若年者の費用負担の関係が不明確であること等による不公平感や、制度の運営責任が不明確といった問題点が指摘されていました。

老人保健制度の問題点

- 若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- 保険料を納めるところ（健保等保険者）と使うところ（市町村）が分離し、運営責任が不明確
- 加入する保険や市区町村により、保険料額に差がある

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険からの拠出金 5割 (高齢者と現役世代の保険料の区別無し)

後期高齢者医療制度

- 若人と高齢者の負担を明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- 保険料を納めるところと、使うところを広域連合に一元化して、運営責任を明確化
- 都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険(現役世代)からの支援金 4割
	被保険者の保険料 1割

そして、これらの問題点を解決しながら、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、急速に進む高齢化社会に対応するための仕組みとして、平成20年4月1日、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

こうして始まった「後期高齢者医療制度」ですが、施行後すぐに廃止法案が国会に提出されるなど、当初は安定した制度とはいえませんでした。

しかし、社会保障改革国民会議の報告書（平成25年8月）において、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である旨の報告がなされ、その後の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立（平成25年12月）を経て、現在では安定した制度になりつつあります。

年 表

年 月	内 容
昭和 36 年 04 月	● 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年 01 月	● 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 ▶ 70 歳以上の高齢者の自己負担を無料化
昭和 58 年 02 月	● 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 ▶ 高齢者の一部負担金制度を導入
平成 09 年 08 月	● 厚生労働省「21 世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」 ▶ 「増大する一方の高齢者医療費を全国民が公平に支える制度として、高齢者を対象とする独立した保険制度の創設」
平成 11 年 00 月	● 老人保健拠出金不払い運動
平成 12 年 12 月	● 老人保健法の一部改正（定率負担の導入等）に伴う参議院国民福祉委員会の附帯決議 ▶ 「新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成 14 年度に必ず実施すること」
平成 13 年 01 月	● 高齢者の一部負担金に対する定率負担を導入
平成 13 年 03 月	● 社会保障改革大綱を策定（政府・与党社会保障改革協議会） ▶ 平成 14 年度には高齢者医療制度の見直しを始めとする医療制度改革の実現を図る
平成 14 年 08 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項 ▶ 「医療保険制度体系の在り方、新たな高齢者医療制度の創設、診療報酬体系見直し等についての基本方針を平成 14 年度中に策定する」
平成 15 年 03 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針（閣議決定） ▶ 「高齢者医療は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度」 ▶ 「後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する」
平成 17 年 12 月	● 医療制度改革大綱を策定（政府・与党医療改革協議会） ▶ 75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設する指針が示される。
平成 18 年 06 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律 施行 ▶ 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、内容を全面改訂。

年 表

年 月	内 容
平成 20 年 04 月	● 後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）施行 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置（以後継続） ▶ 均等割の軽減 … 7 割軽減を受ける方について、8.5 割軽減とする。 ▶ 所得割の軽減 … 所得割を負担する方のうち、所得額が 58 万円以下の方について 5 割軽減とする。 ● 被用者保険の被扶養者の保険料負担を 20 年 9 月まで凍結し、21 年 10 月から 21 年 3 月まで 9 割軽減とする。（以後継続） ● 平成 20・21 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 小菅村については、平成 15～17 年度の 1 人当たりの医療給付費が県平均よりも約 38% 低いことから、不均一賦課を採用し、平成 20～25 年度までの 6 年をかけて、段階的に均一保険料に近づけていく。不均一による減額分は国と県が 1/2 ずつ負担する。 ▶ 所得割率 5.90% 均等割額 31,355 円 賦課限度額 500,000 円
平成 20 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：108,596 人 賦課総額：5,439,583,560 円 1 人当たり：50,090 円（軽減後）
平成 20 年 09 月	● 負担区分の誤りによる被保険者証の誤送付について記者発表（甲府市） ● 年金天引きプログラムのミスについて記者発表（富士吉田市）
平成 20 年 11 月	● 負担区分変更に伴う 4 市町 6 人の被保険者証発行誤りについて記者発表（広域連合）
平成 21 年 04 月	● 7 割軽減を受ける方のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）である世帯に属する方について、9 割軽減とする特例措置を追加（以後継続） ● 保険料の支払方法について、口座振替と年金天引きの選択を可能とする。
平成 21 年 05 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号） ▶ 悪質滞納者のみを対象とすること。
平成 21 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：110,906 人 賦課総額：5,114,304,440 円 1 人当たり：46,113 円（軽減後）
平成 21 年 10 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号） ▶ 原則として交付しないこと。
平成 22 年 04 月	● 医療保険制度の安定を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 施行（平成 22 年法律第 35 号） ▶ 被用者保険等保険者は、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬割で算定する。 ▶ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用可能とする。

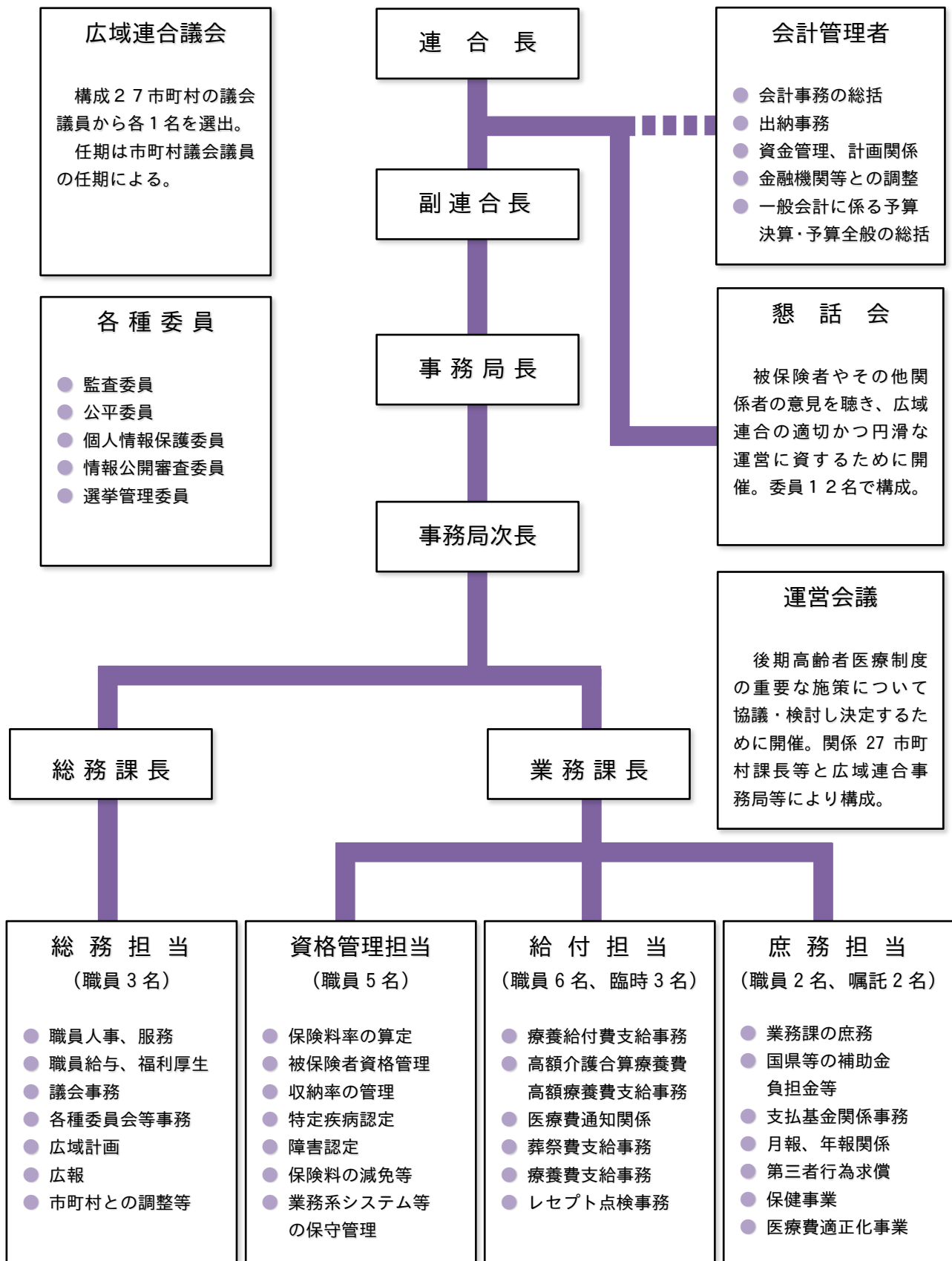
年 表

年 月	内 容
平成 22 年 04 月	● 平成 22・23 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 6.40% 均等割額 34,064 円 賦課限度額 500,000 円
平成 22 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：113,029 人 賦課総額 5,146,216,020 円 1 人当たり：45,530 円（軽減後）
平成 22 年 12 月	● 高齢者医療制度改革会議 最終取りまとめ ▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとしたうえで、「公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化」「都道府県単位の財政運営」といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指す。 ● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を（制度廃止まで）延長する。
平成 23 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：114,834 人 賦課総額 5,239,851,150 円 1 人当たり：45,629 円（軽減後）
平成 24 年 02 月	● 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） ▶ 高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ▶ 具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成 24 年 04 月	● 賦課限度額 50 万円を 55 万円とする。 ● 平成 24・25 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 39,670 円 賦課限度額 550,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 7.30% 均等割額 37,289 円 賦課限度額 550,000 円
平成 24 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：116,363 人 賦課総額 5,577,058,000 円 1 人当たり：47,928 円（軽減後）
平成 24 年 08 月	● 社会保障制度改革推進法成立 ▶ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（法第 6 条第 4 号）
平成 25 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,041 人 賦課総額 5,706,466,610 円 1 人当たり：48,343 円（軽減後）
平成 25 年 08 月	● 社会保障制度改革国民会議 報告書 ▶ 「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面報酬割の導入を始め、必要な改善を図っていくことが適当である。」

年 表

年 月	内 容
平成 25 年 12 月	● 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 成立 ▶ 持続可能な医療制度を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ■ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年度法律第 26 号）附則第 2 条に規定する所要の措置 ■ 国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ■ 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ■ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること ■ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し等 ▶ 上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
平成 26 年 04 月	● 賦課限度額 55 万円を 57 万円とする。 ● 平成 26・27 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86％ 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円 ※ 小菅村の不均一賦課期間が終了したため、全県均一の保険料率等となった。 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。単身世帯も対象とする。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 26 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,800 人 賦課総額 5,753,068,130 円 1 人当たり：48,426 円（軽減後）
平成 26 年 08 月	● 保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて（平成 26 年 8 月 5 日保高発 0805 第 1 号） ▶ 後期高齢者医療の保険料の賦課権に係る期間制限について、法令上、消滅時効等に係る規定がないため、徴収権と同様の取扱いが示されていたが、大阪高等裁判所の介護保険料減額更正請求事件判決が確定したことを受けて、後期高齢者医療の保険料についても、平成 26 年度分までの減額賦課について期間制限に服さない取扱いとすることが示された。 ▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、後期高齢者医療の保険料の賦課権について平成 27 年度以降の保険料について、2 年間の期間制限が設けられた。
平成 27 年 04 月 （予定）	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。

II 後期高齢者医療広域連合の組織



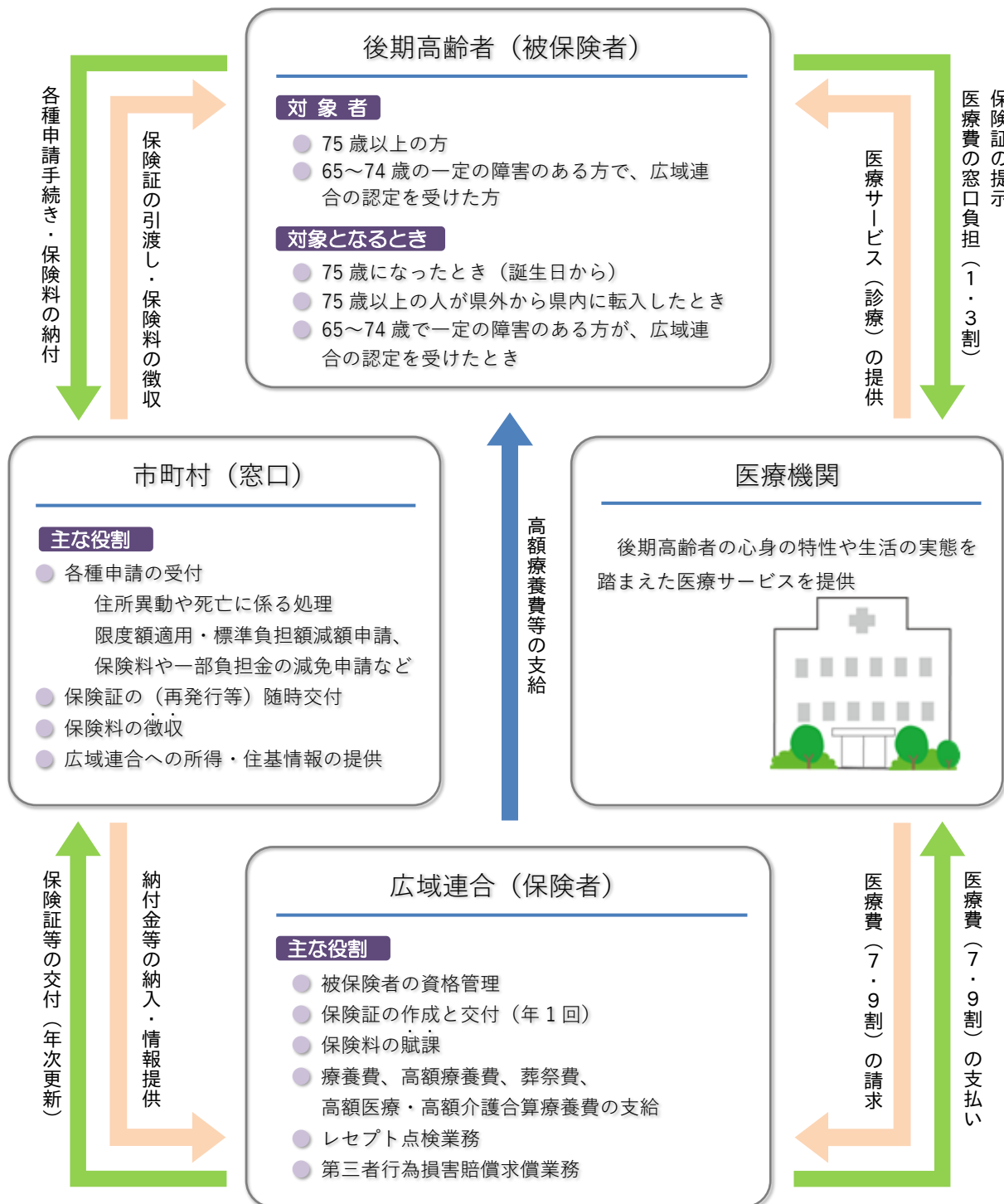
Ⅲ 後期高齢者医療制度の概要

1 制度の運営としくみ

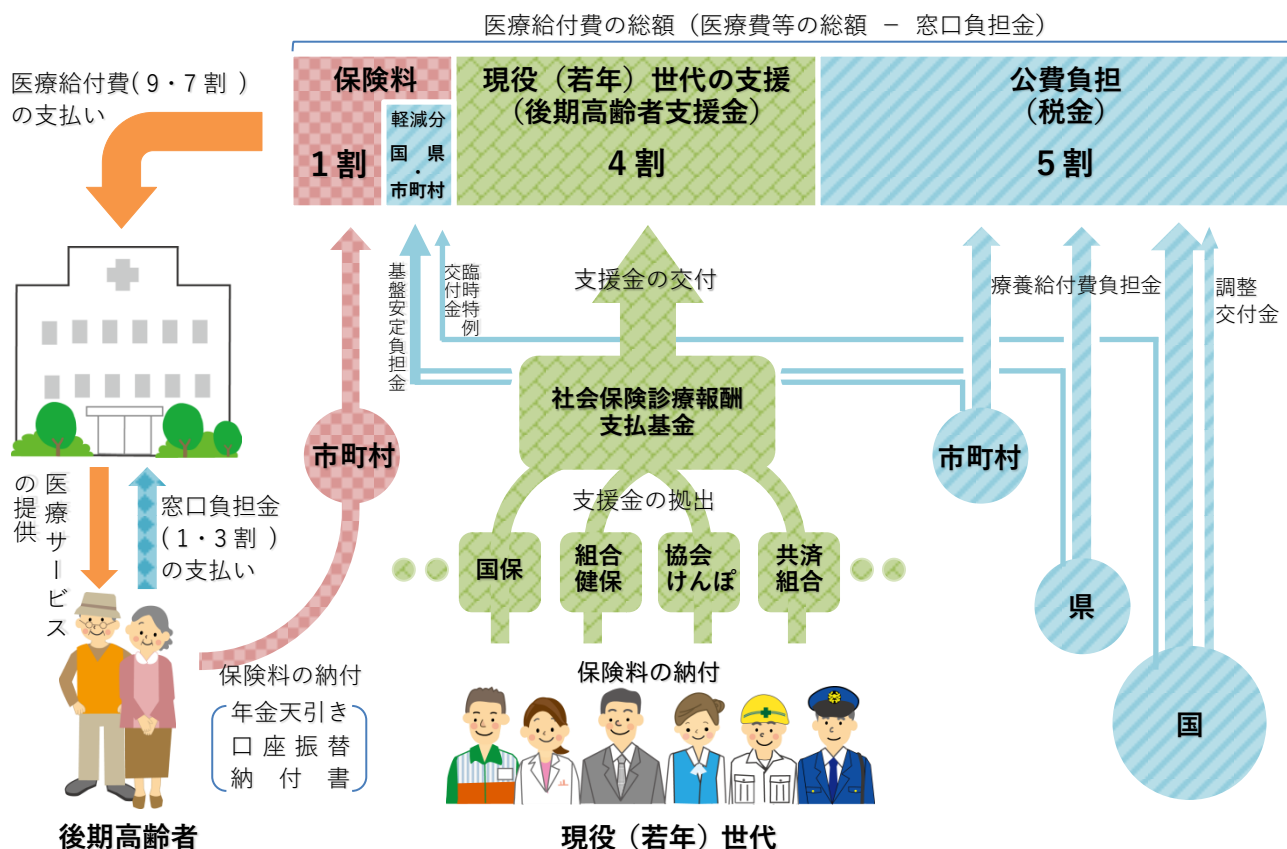
(1) 制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行います。

山梨県においては、平成 19 年 2 月 1 日に県内のすべての市町村が加入する山梨県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成 20 年 4 月 1 日に制度が施行されました。市町村と役割分担を行いながら、保険者として制度を運営しています。



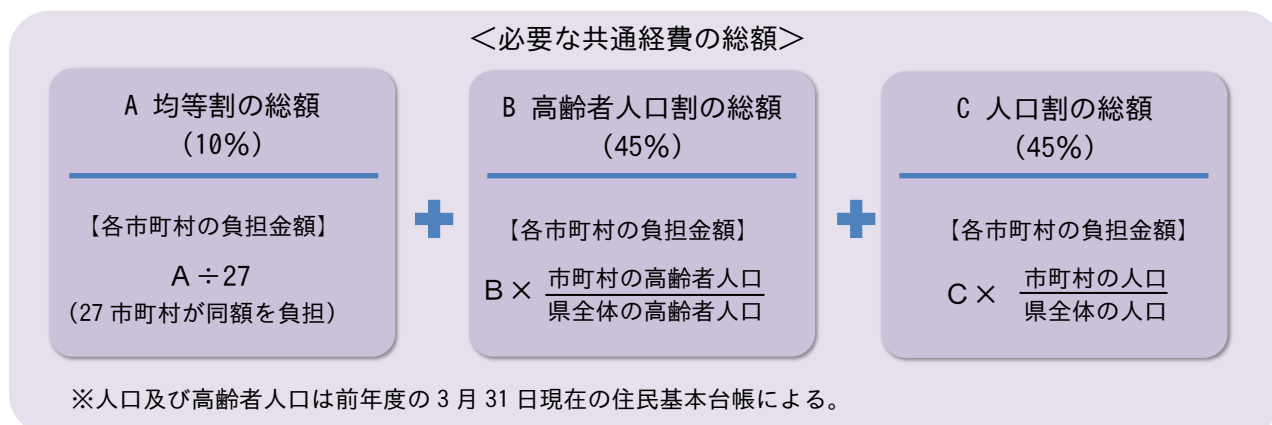
(2) 医療給付の財源構成



- 窓口負担が3割（現役並み所得者）の人の医療給付においては、公費負担（5割）はされず、代わりに現役世代からの支援金が9割（通常は4割）充てられます。
- 後期高齢者の保険料による負担率は約1割（10％）ですが、2年ごとに現役世代の人口減少割合に応じて見直されており、平成26・27年度は10.73％となっています。

(3) 医療給付以外（人件費・事務費等）の財源

広域連合の運営に必要な共通経費（人件費・事務費等）は、主に県下27市町村が納付する負担金により賄っています。



● 市町村負担金〔医療給付の財源〕の状況〔平成25年度〕

(単位：円)

市町村名	保険料負担金				療養給付費 負担金	基盤安定 負担金
	特別徴収分	普通徴収分	過年度分	計		
1 甲府市	1,013,216,900	630,617,670	12,270,220	1,656,104,790	1,759,107,807	394,540,534
2 富士吉田市	159,716,920	104,575,210	2,101,460	266,393,590	372,266,685	109,330,385
3 都留市	122,970,250	75,576,240	1,929,500	200,475,990	229,551,827	66,059,729
4 山梨市	172,469,330	92,652,710	1,881,910	267,003,950	379,277,672	90,343,709
5 大月市	156,252,120	59,944,830	1,240,840	217,437,790	271,780,338	73,056,520
6 韮崎市	120,555,600	56,992,780	1,078,224	178,626,604	236,173,393	63,295,062
7 南アルプス市	236,744,520	121,262,630	1,866,010	359,873,160	491,490,814	129,573,622
8 北杜市	252,179,700	96,963,610	2,217,770	351,361,080	456,766,148	133,052,359
9 甲斐市	235,629,120	143,109,550	1,137,940	379,876,610	413,747,824	92,647,503
10 笛吹市	261,446,530	175,579,630	1,020,270	438,046,430	606,737,226	136,259,018
11 上野原市	132,245,560	61,453,150	115,990	193,814,700	197,466,373	56,580,259
12 甲州市	182,502,800	88,377,950	1,250,550	272,131,300	350,949,325	82,207,374
13 中央市	81,588,790	62,299,350	416,470	144,304,610	172,495,192	44,128,535
14 市川三郷町	100,294,790	29,248,770	370,000	129,913,560	188,568,416	53,665,846
15 早川町	10,832,580	5,590,660	0	16,423,240	26,346,443	7,478,448
16 身延町	105,325,550	32,648,910	7,905,850	145,880,310	218,723,045	60,171,396
17 南部町	62,356,230	21,230,080	0	83,586,310	110,924,044	27,557,723
18 富士川町	84,365,580	34,954,510	743,460	120,063,550	154,119,344	44,289,530
19 昭和町	40,645,730	64,650,760	454,750	105,751,240	77,755,307	20,196,303
20 道志村	9,876,620	5,721,770	0	15,598,390	17,260,497	4,354,769
21 西桂町	12,607,980	6,815,680	2,850	19,426,510	36,044,762	9,616,659
22 忍野村	16,389,860	12,318,580	83,310	28,791,750	45,574,751	11,637,840
23 山中湖村	21,972,770	23,724,240	1,814,780	47,511,790	37,686,950	7,384,565
24 鳴沢村	10,067,340	5,754,830	286,555	16,108,725	19,664,043	6,379,915
25 富士河口湖町	84,386,260	46,901,580	974,960	132,262,800	181,295,355	44,724,565
26 小菅村	3,425,460	1,500,640	243,900	5,170,000	11,522,022	3,719,202
27 丹波山村	4,074,530	1,917,490	0	5,992,020	9,286,241	4,147,165
広域連合	3,694,139,420	2,062,383,810	41,407,569	5,797,930,799	7,072,581,844	1,776,398,535

● 市町村負担金 [人件費・事務費等の財源] の状況 [平成 25 年度]

(単位：人、円)

市町村名	市町村人口		負担金額				(参考)
	総数	内高齢者	均等割	人口割	高齢者人口割	計	24 年度負担金
1 甲 府 市	195,020	27,035	1,681,559	46,120,668	47,559,032	95,361,000	104,712,000
2 富士吉田市	51,496	6,363	1,681,559	12,178,391	11,193,568	25,054,000	27,502,000
3 都 留 市	31,883	4,269	1,681,559	7,540,074	7,509,876	16,732,000	18,415,000
4 山 梨 市	37,298	5,796	1,681,559	8,820,678	10,196,122	20,698,000	22,886,000
5 大 月 市	27,537	4,779	1,681,559	6,512,280	8,407,051	16,601,000	18,420,000
6 韭 崎 市	31,363	3,872	1,681,559	7,417,098	6,811,488	15,910,000	17,530,000
7 南アルプス市	73,261	8,371	1,681,559	17,325,640	14,725,972	33,733,000	37,109,000
8 北 杜 市	48,937	8,222	1,681,559	11,573,208	14,463,857	27,719,000	30,683,000
9 甲 斐 市	74,373	6,522	1,681,559	17,588,619	11,473,276	30,743,000	33,345,000
10 笛 吹 市	71,783	9,162	1,681,559	16,976,104	16,117,472	34,775,000	38,206,000
11 上 野 原 市	25,872	3,840	1,681,559	6,118,521	6,755,194	14,555,000	16,035,000
12 甲 州 市	34,513	5,734	1,681,559	8,162,048	10,087,053	19,931,000	22,148,000
13 中 央 市	31,327	2,909	1,681,559	7,408,585	5,117,412	14,208,000	15,635,000
14 市川三郷町	17,355	3,210	1,681,559	4,104,318	5,646,920	11,433,000	12,698,000
15 早 川 町	1,221	404	1,681,559	288,757	710,703	2,681,000	2,973,000
16 身 延 町	14,308	3,609	1,681,559	3,383,727	6,348,827	11,414,000	12,863,000
17 南 部 町	8,883	1,880	1,681,559	2,100,758	3,307,231	7,090,000	7,927,000
18 富 士 川 町	16,435	2,773	1,681,559	3,886,746	4,878,165	10,446,000	11,639,000
19 昭 和 町	18,515	1,436	1,681,559	4,378,649	2,526,161	8,586,000	9,314,000
20 道 志 村	1,903	321	1,681,559	450,044	564,692	2,696,000	2,975,000
21 西 桂 町	4,681	559	1,681,559	1,107,019	983,373	3,772,000	4,170,000
22 忍 野 村	9,166	719	1,681,559	2,167,686	1,264,840	5,114,000	5,579,000
23 山 中 湖 村	5,906	661	1,681,559	1,396,722	1,162,808	4,241,000	4,683,000
24 鳴 沢 村	3,185	383	1,681,559	753,227	673,760	3,109,000	3,441,000
25 富士河口湖町	26,306	2,925	1,681,559	6,221,158	5,145,558	13,048,000	14,226,000
26 小 菅 村	758	187	1,681,559	179,261	328,964	2,190,000	2,446,000
27 丹 波 山 村	632	199	1,681,559	149,463	350,074	2,181,000	2,440,000
広 域 連 合	863,917	116,140	45,402,093	204,309,449	204,309,449	454,021,000	500,000,000

※ 市町村人口は、平成 25 年 3 月 31 日現在

※ 負担金額には、追加設備負担金分は含んでいない

2 被保険者

(1) 被保険者の要件

後期高齢者医療制度では、右表のいずれかに該当する方を（該当することになった日から）被保険者としています。（下の（2）や（3）に示すような例外もあります。）

被保険者の要件 (高確法第 50 条)	
1	県内に住所を有する、75 歳以上の方
2	県内に住所を有する、65～74 歳の方で、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者の適用除外

(1) の条件を満たしていたとしても、右表の適用除外理由に該当する方については、後期高齢者医療制度の被保険者とはなりません。

適用除外理由 (高確法第 51 条)	
1	生活保護法による保護世帯（保護が停止中の世帯を除く。）に属する者
2	適用除外とすべき特別の理由がある方で、省令で定める条件に該当する者（短期滞在の外国人等）

(3) 住所地の特例

被保険者となるためには、基本的に広域連合内（山梨県内）に住んでいなければなりません。

しかし、中には病院への入院や施設への入所のために住所を移す場合もあり、このようなケースでは、病院や施設の多い広域連合ほど、必要な給付費の負担が増えることになります。

このことから、病院や施設等に入院・入所するために住所を異動された方については、異動前の保険者（広域連合）による被保険者資格を継続することになっています。

住所地特例対象施設 (高確法第 55 条)	
1	病院または診療所
2	障害者支援施設
3	重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
4	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
5	指定介護保険施設

(4) 被保険者証

被保険者証（以下、「保険証」という。）は、被保険者 1 人に 1 枚、75 歳の誕生日までに市町村から送付されます。

なお、65 歳～74 歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、市町村の担当窓口で交付されるか、後日郵送されます。

保険証は毎年更新され、毎年 8 月 1 日から新しい保険証になります（負担割合も前年中の所得等により再判定されます）。

また、年度の途中で世帯構成の変更や所得の更正などにより一部負担割合が変更された際には、その都度新しい保険証が交付されます。

被保険者名	後期 太郎		
被保険者番号	* * * * *		
負担割合	1割	見	
有効期限	平成27年7月31日	本	

後期高齢者医療被保険者証 有効期限平成27年7月31日

被保険者番号	* * * * *		
住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号		
氏 名	後 期 太 郎	性別	男
生 年 月 日	昭和10年10月 10日		
資格取得年月日	平成20年 4月 1日		
発 効 期 日	平成20年 4月 1日		
交付年月日	平成26年 7月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保 険 者 番 号	39190000		
保 険 者 名	山梨県後期高齢者医療広域連合		

● 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、％)

年 度	県の人口 4 月 1 日現在	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	加入率	対前年度比	人数	対前年度比
21 年度	864,678	111,261	12.86	1.88	2,569	▲12.35
22 年度	858,550	112,977	13.15	1.54	2,227	▲13.31
23 年度	852,855	114,474	13.42	1.33	1,982	▲11.00
24 年度	846,145	116,325	13.74	1.62	1,726	▲12.92
25 年度	840,560	117,159	13.93	0.72	1,508	▲12.63

※ 県の人口は、山梨の統計「山梨県の推計人口と世帯数」による。

[参考] 全国の被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、％)

年 度	全国の人口 4 月 1 日現在※	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	加入率	対前年度比	人数	対前年度比
21 年度	127,057,860	13,893,947	10.93	3.24	450,976	▲7.13
22 年度	126,923,410	14,341,142	11.29	3.22	414,797	▲8.02
23 年度	126,659,683	14,733,494	11.63	2.74	389,973	▲5.98
24 年度	128,373,879	15,168,379	11.81	2.95	372,684	▲4.43
25 年度	128,438,348	15,435,518	12.01	1.76	未確定	未確定

※ 全国の人口は、総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による。

※ 25 年度の全国の人口は、平成 26 年 1 月 1 日現在のもの。

※ 被保険者数等は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業年報」による。

● 年齢区分別の状況

(年度末現在、単位：人)

年齢区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
65 歳～69 歳	866	608	454	334	318
70 歳～74 歳	1,703	1,619	1,528	1,392	1,190
75 歳～79 歳	42,060	41,728	41,690	41,958	41,675
80 歳～84 歳	33,893	34,629	34,872	35,158	35,133
85 歳～89 歳	20,308	21,317	22,434	23,385	24,022
90 歳～94 歳	9,245	9,701	9,972	10,420	11,054
95 歳～99 歳	2,773	2,942	3,060	3,183	3,233
100 歳～	413	433	464	495	534
計	111,261	112,977	114,474	116,325	117,159
被扶養者であった 被保険者 [再掲]	20,571	20,293	19,842	19,447	18,893

● 所得区分別の状況

(年度末現在、単位：人、％)

（年度末現在、単位：人、％）

年度	被保険者								
	人数計	現役並み所得者		一般		低所得者Ⅱ		低所得者Ⅰ	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
21 年度	111,261	6,229	5.60	64,358	57.84	19,494	17.52	21,180	19.04
22 年度	112,977	6,144	5.44	64,046	56.69	20,938	18.53	21,849	19.34
23 年度	114,474	6,163	5.38	64,352	56.22	21,660	18.92	22,299	19.48
24 年度	116,325	5,991	5.15	64,948	55.83	22,694	19.51	22,692	19.51
25 年度	117,159	6,067	5.18	65,199	55.65	23,272	19.86	22,621	19.31

● 軽減被保険者の状況

(年度末現在、単位：人、％)

軽減割合	21 年度		22 年度		23 年度		24 年度		25 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
被保険者数全体	111,261	－	112,977	－	114,474	－	116,325	－	117,159	－
均等割 9 割軽減	23,864	21.45	24,479	21.67	24,594	21.48	24,927	21.43	24,960	21.30
均等割 8.5 割軽減	16,451	14.79	17,654	15.63	18,487	16.15	19,480	16.75	20,335	17.36
均等割 5 割軽減	3,195	2.87	3,277	2.90	3,368	2.94	3,484	3.00	3,603	3.08
均等割 2 割軽減	7,363	6.62	7,910	7.00	8,372	7.31	8,953	7.70	9,392	8.02
所得割 5 割軽減	10,260	9.22	10,730	9.50	11,297	9.87	11,973	10.29	12,357	10.55

● 異動事由別の状況

(年度末現在、単位：人)

異動事由		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
増	転入	309	309	354	374	361
	生活保護の廃止	23	34	48	34	34
	年齢到達	8,528	8,675	8,678	9,144	8,193
	その他	261	269	322	242	278
	計	9,121	9,287	9,402	9,794	8,866
減	転出	323	367	364	344	406
	生活保護の開始	73	111	104	114	156
	死亡	6,387	6,754	7,133	7,172	7,122
	その他	126	108	134	143	132
	計	6,909	7,340	7,735	7,773	7,816
増減差	転入－転出	▲ 14	▲ 58	▲ 10	30	▲ 45
	生活保護の廃止－開始	▲ 50	▲ 77	▲ 56	▲ 80	▲ 122
	年齢到達－死亡	2,141	1,921	1,545	1,972	1,071
	その他	135	161	188	99	146
	計	2,212	1,947	1,667	2,021	1,050

※ 障害認定による増減は「その他」に含む

● 市町村別被保険者数 [平成 25 年度]

(年度末現在 単位：人、%)

市町村	被保険者数			障害認定者		元被扶養者		現役並み所得者	
	人数	構成比	年度平均	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 甲 府 市	27,193	23.2	27,060	536	35.5	2,703	14.3	1,981	32.7
2 富士吉田市	6,480	5.5	6,416	60	4.0	1,622	8.6	329	5.4
3 都 留 市	4,277	3.7	4,276	28	1.9	936	5.0	200	3.3
4 山 梨 市	5,857	5.0	5,857	121	8.0	808	4.3	244	4.0
5 大 月 市	4,790	4.1	4,776	24	1.6	1,003	5.3	176	2.9
6 韮 崎 市	3,993	3.4	3,949	105	7.0	663	3.5	171	2.8
7 南アルプス市	8,349	7.1	8,317	32	2.1	1,751	9.3	374	6.2
8 北 杜 市	8,287	7.1	8,247	53	3.5	1,365	7.2	301	5.0
9 甲 斐 市	6,748	5.8	6,623	50	3.3	900	4.8	352	5.8
10 笛 吹 市	9,191	7.8	9,181	164	10.9	1,314	7.0	488	8.0
11 上 野 原 市	3,889	3.3	3,868	27	1.8	669	3.5	164	2.7
12 甲 州 市	5,702	4.9	5,683	46	3.1	781	4.1	292	4.8
13 中 央 市	2,951	2.5	2,932	19	1.3	547	2.9	154	2.5
14 市川三郷町	3,230	2.8	3,252	48	3.2	614	3.2	97	1.6
15 早 川 町	396	0.3	398	3	0.2	49	0.3	22	0.4
16 身 延 町	3,550	3.0	3,574	31	2.1	675	3.6	126	2.1
17 南 部 町	1,887	1.6	1,921	45	3.0	358	1.9	53	0.9
18 富 士 川 町	2,762	2.4	2,762	29	1.9	538	2.8	92	1.5
19 昭 和 町	1,486	1.3	1,450	7	0.5	208	1.1	165	2.7
20 道 志 村	317	0.3	323	1	0.1	93	0.5	16	0.3
21 西 桂 町	560	0.5	561	5	0.3	157	0.8	11	0.2
22 忍 野 村	746	0.6	733	14	0.9	203	1.1	35	0.6
23 山 中 湖 村	675	0.6	668	1	0.1	68	0.4	64	1.1
24 鳴 沢 村	399	0.3	391	3	0.2	86	0.5	17	0.3
25 富士河口湖町	3,027	2.6	2,954	55	3.6	706	3.7	133	2.2
26 小 菅 村	204	0.2	203	1	0.1	36	0.2	6	0.1
27 丹 波 山 村	213	0.2	209	0	0.0	40	0.2	4	0.1
広 域 連 合	117,159	100.0	116,580	1,508	100.0	18,893	100.0	6,067	100.0

※ 元被扶養者 … 資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であり、保険料負担のなかった者

3 保険料の賦課

(1) 保険料の基本的な枠組み

医療給付等に必要な財源のうち、約 1 割を被保険者に負担していただくための保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

また、保険料率は、2 年を通じて財政の均衡が保てるように決定し、2 年毎に見直しを行うほか、同一の広域連合内では、保険料は原則として均一賦課※となっています。

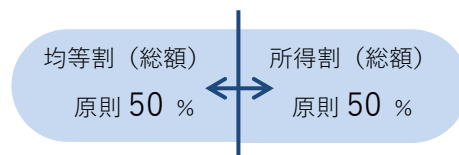
※保険料は原則として均一賦課

高確法第 104 条により、医療の確保が著しく困難である地域等について（恒久措置）、また、法附則により療養の給付等に要する費用が著しく低い地域等について（制度開始から 6 年間の経過措置）、不均一賦課ができる旨規定されています（差額は国県が 1/2 ずつ負担）。山梨県では、小菅村に法附則による不均一賦課を行っていました。

(2) 保険料率（均等割額と所得割率）

保険料率の決定にあたっては、まず、保険給付等に必要な費用額から、公費や支援金等の収入を除いた保険料必要額を求めます。そして、「均等割」分と「所得割」分（原則では 50 : 50 の割合ですが、全国からみた所得水準により増減します）それぞれの必要額を収納できるよう、「均等割額」と「所得割率」を（賦課限度額や収納率の見込等も考慮しながら）決定します。

< 必要な保険料の総額 >



※ 所得水準により割合が変化

〔25 年度決算時点における調定割合は、
均等割 56.33 % : 所得割 43.67 %〕

均等割額

均等割（総額）÷ 山梨県内の被保険者数の見込み

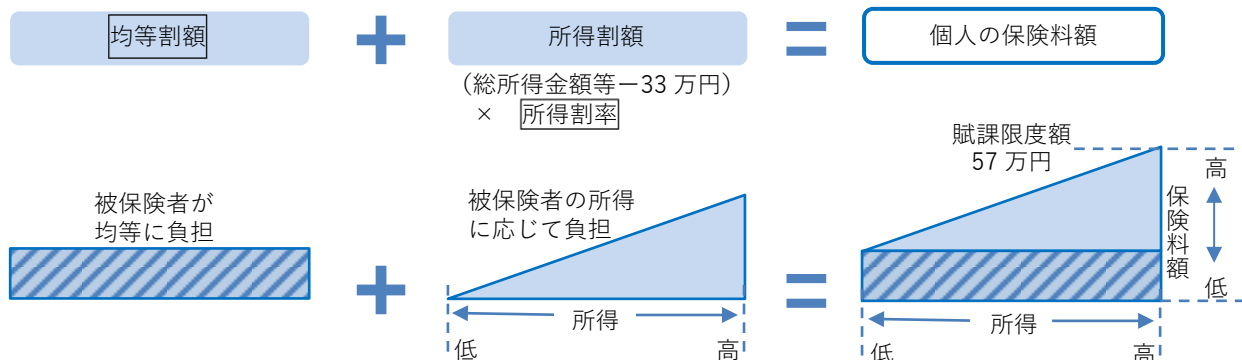
所得割率

所得割（総額）÷ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の見込み

年度	所得割率	均等割額
20・21 年度	7.28 %	38,710 円
22・23 年度	7.28 %	38,710 円
24・25 年度	7.86 %	39,670 円
26・27 年度	7.86 %	40,490 円

(3) 個人の保険料率

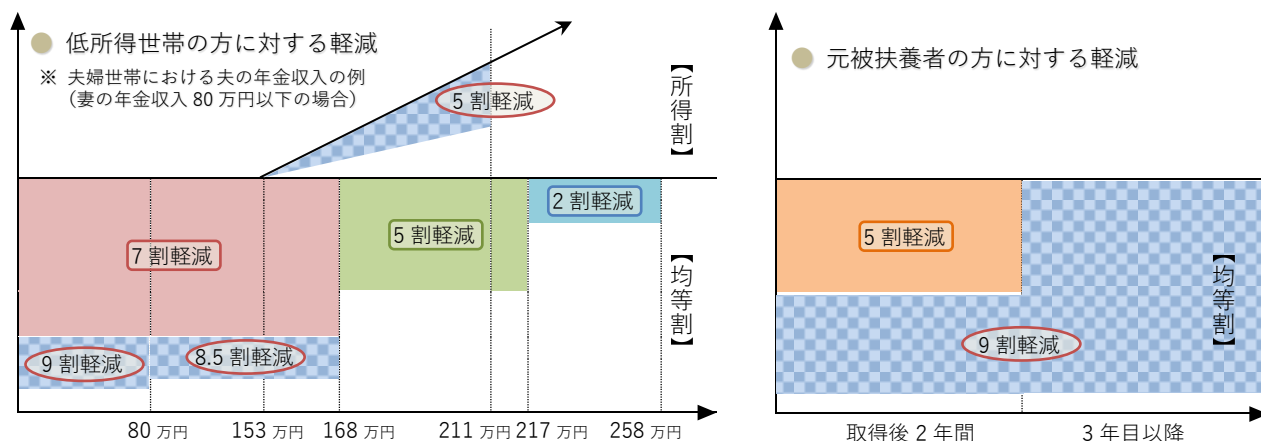
被保険者個人の保険料額は、決定された保険料率と個人の総所得金額等を元に計算されます。



(4) 保険料の軽減

低所得世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たに負担を生じることとなった元被用者保険の被扶養者の負担を軽減するため、保険料を軽減する制度が設けられています。

なお、軽減に伴う財源は、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として、県および市が基盤安定負担金として負担しています。



① 低所得世帯の方に対する軽減

総所得金額が 58 万円以下の場合、所得割を 5 割軽減します。また、総所得金額等が一定以下の場合、均等割額を軽減します。

軽減割合		軽減となる条件 (平成 26 年 4 月 1 日～)	
所得割額	0.5 割	基礎控除額 33 万円控除後の総所得金額が 58 万円以下	
	0.9 割	算定基礎額 ≤ 33 万円	かつ被保険者全員が年金収入 80 万円以下 (その他の所得なし)
均等割額	8.5 割	算定基礎額 ≤ 33 万円	
	0.5 割	算定基礎額 ≤ 33 万円 + 24.5 万円 × 被保険者数	
	0.2 割	算定基礎額 ≤ 33 万円 + 45.0 万円 × 被保険者数	

※ 算定基礎額は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額です。
 公的年金受給者は軽減判定時に総所得金額等から 15 万円が控除されます。

② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度の被保険者となった月から (制度上は 2 年間ですが、特例措置により期限なしで) 所得割額は賦課されず、均等割額も 9 割軽減されます。

（５）保険料の減免

広域連合長は、次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、保険料を減免することができるかとされています。（山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条）

1 被保険者又は世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。

2 被保険者の世帯主が死亡したこと、又は心身に重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

3 被保険者の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

4 被保険者の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

5 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条の規定による療養の給付等の制限を受けたこと。

6 その他広域連合長が認める特別な事情があること。（災害救助法適用市町村から転入等）

● 保険料賦課状況

ア 保険料率等

項目	20・21 年度	22・23 年度	24・25 年度	26・27 年度
均一賦課				
所得割率	7.28%	7.28%	7.86%	7.86%
均等割額	38,710 円	38,710 円	39,670 円	40,490 円
不均一賦課 (小菅村)				
調整割合	3/6	4/6	5/6	
所得割率	5.90%	6.40%	7.30%	法附則に定める 6 年の経過により解消
均等割額	31,355 円	34,064 円	37,289 円	
賦課限度額 (法定)	50 (50) 万円	50 (50) 万円	55 (55) 万円	57 (57) 万円

イ 賦課割合

項目	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
所得割	42.03%	41.68%	41.77%	42.82%	43.14%	42.94%
均等割	57.97%	58.32%	58.23%	57.18%	56.86%	57.06%

※ 賦課割合は、本算定時（7 月 1 日）の数値

ウ 被保険者一人当たり賦課額

項目	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
軽減前賦課額	66,747 円	66,361 円	66,462 円	69,370 円	69,766 円	70,956 円
増減額	▲1,075 円	▲386 円	101 円	2,908 円	396 円	1,190 円
対前年度比	▲1.59%	▲0.58%	0.15%	4.38%	0.57%	1.71%
軽減後賦課額	46,114 円	45,530 円	45,630 円	47,928 円	48,343 円	48,426 円
増減額	▲3,976 円	▲584 円	100 円	2,298 円	415 円	83 円
対前年度比	▲7.94%	▲1.27%	0.22%	5.04%	0.87%	0.17%

※ 各項目の数値は、本算定時（7 月 1 日）の状況による。

※ 軽減前賦課額は、確定賦課の軽減前需要額を被保険者数で除したもの。

※ 軽減後賦課額は、確定賦課の決定保険料額を被保険者数で除したもの。

[参考] 全国の保険料率等の状況

(単位：円、％)

	均一保険料率						被保険者一人当たり平均保険料額			
	24-25		26-27				20-21	22-23	24-25	26-27 (見込み)
	被保険者 均等割額	所得割率	被保険者 均等割額	(順位)	所得割率	(順位)	保険料額	保険料額	保険料額	保険料額 (順位)
全 国	43,550	8.55	44,980		8.88		5,283	5,249	5,569	5,668
北 海 道	47,709	10.61	51,472	(6)	10.52	(2)	5,323	5,415	5,610	5,522 (13)
青 森 県	40,514	7.41	40,514	(38)	7.41	(45)	3,433	3,322	3,331	3,299 (46)
岩 手 県	35,800	6.62	38,000	(46)	7.36	(46)	3,260	3,147	3,142	3,343 (45)
宮 城 県	40,920	8.30	42,960	(31)	8.56	(26)	4,445	4,435	4,742	4,898 (21)
秋 田 県	39,710	8.07	39,710	(41)	8.07	(36)	3,168	3,101	3,319	3,205 (47)
山 形 県	39,500	7.52	39,500	(42)	7.84	(42)	3,291	3,327	3,503	3,496 (44)
福 島 県	40,000	7.76	41,700	(37)	8.19	(34)	3,833	3,747	3,808	4,005 (42)
茨 城 県	39,500	8.00	39,500	(42)	8.00	(38)	4,226	4,173	4,484	4,519 (31)
栃 木 県	42,000	8.54	43,200	(29)	8.54	(28)	4,173	4,080	4,691	4,622 (28)
群 馬 県	42,700	8.48	43,600	(27)	8.60	(23)	4,413	4,289	4,762	4,720 (25)
埼 玉 県	41,860	8.25	42,440	(34)	8.29	(33)	6,322	5,977	6,270	6,269 (7)
千 葉 県	37,400	7.29	38,700	(44)	7.43	(44)	5,470	5,496	5,537	5,622 (11)
東 京 都	40,100	8.19	42,200	(35)	8.98	(18)	7,223	7,214	7,746	8,092 (1)
神奈川	41,099	8.01	42,580	(32)	8.30	(31)	7,348	7,081	7,430	7,514 (2)
新 潟 県	35,300	7.15	35,300	(47)	7.15	(47)	3,666	3,595	3,626	3,581 (43)
富 山 県	43,800	8.60	43,800	(25)	8.60	(23)	4,681	4,528	5,041	4,917 (20)
石 川 県	47,520	9.33	47,520	(14)	9.33	(10)	5,067	4,897	5,310	5,141 (17)
福 井 県	43,700	7.90	43,700	(26)	7.90	(40)	4,631	4,509	4,619	4,523 (30)
山 梨 県	39,670	7.86	40,490	(39)	7.86	(41)	3,973	3,873	4,097	4,084 (38)
長 野 県	38,239	7.29	40,347	(40)	8.10	(35)	3,919	3,957	4,213	4,425 (34)
岐 阜 県	40,670	7.83	41,840	(36)	7.99	(39)	4,659	4,520	4,723	4,761 (24)
静 岡 県	37,900	7.39	38,500	(45)	7.57	(43)	5,037	4,964	5,091	5,081 (18)
愛 知 県	43,510	8.55	45,761	(19)	9.00	(17)	6,317	6,315	6,664	6,882 (4)
三 重 県	39,120	7.55	43,050	(30)	8.30	(31)	4,196	4,100	4,461	4,708 (26)
滋 賀 県	41,704	8.12	44,886	(21)	8.73	(22)	4,614	4,671	5,180	5,491 (14)
京 都 府	46,390	9.12	47,480	(15)	9.17	(13)	6,016	5,953	6,190	6,152 (8)
大 阪 府	51,828	10.17	52,607	(2)	10.41	(3)	6,574	6,639	6,999	6,998 (3)
兵 庫 県	46,003	9.14	47,603	(13)	9.70	(8)	5,984	5,892	6,321	6,392 (6)
奈 良 県	44,200	8.10	44,700	(23)	8.57	(25)	5,308	5,351	5,746	5,963 (9)
和歌山	43,271	8.28	44,730	(22)	8.55	(27)	4,305	4,146	4,264	4,322 (35)
鳥 取 県	40,773	7.71	42,480	(33)	8.07	(36)	4,100	3,976	3,989	4,106 (37)
島 根 県	41,520	8.41	43,440	(28)	8.53	(29)	3,668	3,630	4,006	4,028 (41)
岡 山 県	45,000	8.97	46,300	(18)	9.15	(14)	4,827	4,926	5,166	5,170 (16)
広 島 県	43,735	8.35	44,032	(24)	8.43	(30)	5,143	5,220	5,641	5,568 (12)
山 口 県	47,474	9.45	50,431	(8)	10.17	(5)	5,531	5,341	5,621	5,784 (10)
徳 島 県	48,900	9.51	51,273	(7)	10.02	(6)	3,830	3,970	4,479	4,628 (27)
香 川 県	47,200	8.81	47,200	(16)	8.81	(19)	5,435	5,226	5,226	5,194 (15)
愛 媛 県	44,194	8.72	45,231	(20)	9.05	(16)	4,273	4,101	4,458	4,499 (32)
高 知 県	51,793	10.35	51,793	(4)	10.35	(4)	4,471	4,409	4,879	4,781 (23)
福 岡 県	55,045	10.88	56,584	(1)	11.47	(1)	6,139	6,194	6,566	6,660 (5)
佐 賀 県	49,500	9.60	51,800	(3)	9.88	(7)	4,566	4,466	4,742	4,821 (22)
長 崎 県	44,600	8.23	46,800	(17)	8.80	(20)	4,215	4,124	4,326	4,453 (33)
熊 本 県	47,900	9.26	47,900	(12)	9.26	(12)	4,287	4,299	4,394	4,317 (36)
大 分 県	48,500	9.52	48,500	(9)	9.52	(9)	4,479	4,385	4,641	4,565 (29)
宮 崎 県	45,500	8.48	48,400	(11)	9.08	(15)	3,765	3,558	3,893	4,080 (39)
鹿 児 島 県	48,500	9.05	51,500	(5)	9.32	(11)	3,782	3,684	3,917	4,038 (40)
沖 縄 県	48,440	8.80	48,440	(10)	8.80	(20)	4,450	4,590	4,884	4,920 (19)

● 「後期高齢者医療事業状況報告」より

● 均一保険料率は、平成 26 年度・平成 27 年度とも同じであるが、被保険者一人当たり平均保険料額は、被保険者の所得水準の変更等の影響を受けることから、各年度において異なる額となる。このため、均一保険料率の据置き又は引下げを行った広域連合においても、被保険者一人当たり平均保険料額が増減する場合がある。

● 平成 26-27 年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。

● 平成 20-21 年度から平成 24-25 年度までの保険者一人当たり平均保険料額(実績)は、後期高齢者医療制度被保険者実態調査より算出。

4 保険料の徴収

(1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、市町村が普通徴収の方法により徴収しようとする場合については、当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)は、保険料を連帯して納付する義務があります。(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)

(2) 保険料の徴収方法

保険料の徴収は市町村の事務で、特別徴収(年金天引き)若しくは普通徴収(口座振替・納付書)により徴収します。

① 特別徴収(被保険者の約8割)

年額が18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料を天引きします(引去月と翌月の2か月分)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は特別徴収しません(介護保険料のみを天引きします)。

また、年額が18万円以上の年金受給者でも、年度途中で後期高齢者医療制度に加入した場合などは、普通徴収となることがあります。

② 普通徴収(被保険者の約2割)

特別徴収以外の被保険者は普通徴収となり、納付書又は口座振替により納付します。普通徴収の納期は各市町村で条例により定められ、山梨県の場合は、7月から2月までの8回払いとなっています。

また、平成21年度より、年金天引きと口座振替の選択制を導入し、配偶者分の保険料を世帯主等がまとめて納めることができるようになりました。

本算定												
徴収方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収(年金からの天引き)	仮		仮		仮		本		本		本	
普通徴収(口座振替・納付書)				本	本	本	本	本	本	本	本	

仮 … 仮算定保険料。4月・6月は本算定前のため、8月は本算定に伴う徴収額の変更に必要な手続きが間に合わないため、2月の保険料額で徴収。

本 … 本算定後の保険料。

（３）未納者への対応

保険料の納付に関する相談や督促等は、市町村が行います。

保険料を滞納している被保険者については、その状況により、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」（以下、「短期証」という。）や、医療費を医療機関の窓口で全額自己負担（後に申請により保険給付分を請求することができます）していただく「被保険者資格証明書」（以下、「資格証明書」という。）が交付されることがあります。

ただし、現在のところ、国の通知により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、「資格証明書」は原則交付しないこととされています。

① 「短期証」の交付

被保険者間の負担の公平及び公正と保険料収納の確保を図るため、滞納している保険料の全額納付が見込めないと認められるときなど、有効期限が通例定める期間より短い「短期証」を交付しています。（山梨県後期高齢者医療広域連合保険料滞納者に係る被保険者証等の取扱要綱）

② 「資格証明書」の交付

被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、「資格証明書」を交付する仕組みが設けられています。

しかし、現在は国からの通知により、原則として交付しないこととされています。

- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について
（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号）
- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について
（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号）

（４）保険料が不足する場合への対応（財政安定化基金）

予定した保険料収納率を下回った場合や給付費が見込みを上回った場合に、資金の貸付・交付を行う「財政安定化基金」が県に設置されています。

基金の積み立ては、国・県・広域連合がそれぞれ 1/3 ずつ負担します。

山梨県においては、平成 20 年度から 25 年度にかけて給付見込額の 0.09 %（拠出率）を積み立て、平成 25 年度末時点の基金残高は約 14 億円となっています。このことから、平成 26・27 年度については、基金への積み立て予定はありません。

● 保険料収納状況

ア 現年度分

(単位：円、%)

年度	調定額	調定割合	収納額	収納率	対前年度比
21 年度	5,205,496,700	100.00	5,153,416,320	98.99	0.38
現年度分	5,178,586,830	99.48	5,128,027,620	99.02	0.41
特別徴収	3,190,030,400	61.60	3,190,030,400	100.00	0.00
普通徴収	1,988,556,430	38.40	1,937,997,220	97.45	1.29
過年度分	26,909,870	0.52	25,388,700	94.34	—
22 年度	5,225,976,990	100.00	5,184,780,860	99.21	0.22
現年度分	5,205,276,610	99.60	5,165,653,920	99.23	0.21
特別徴収	3,394,529,410	65.21	3,394,529,410	100.00	0.00
普通徴収	1,810,747,200	34.79	1,771,124,510	97.81	0.36
過年度分	20,700,380	0.40	19,126,940	92.39	▲1.95
23 年度	5,306,952,350	100.00	5,267,285,240	99.25	0.04
現年度分	5,292,083,310	99.72	5,254,747,060	99.29	0.06
特別徴収	3,495,707,340	66.06	3,495,707,340	100.00	0.00
普通徴収	1,796,375,970	33.94	1,759,039,720	97.92	0.11
過年度分	14,869,040	0.28	12,538,180	84.32	▲8.07
24 年度	5,666,865,690	100.0	5,621,332,110	99.19	▲0.06
現年度分	5,652,667,360	99.75	5,608,749,270	99.22	▲0.07
特別徴収	3,627,329,540	64.17	3,627,329,540	100.00	0.00
普通徴収	2,025,337,820	35.83	1,981,419,730	97.83	▲0.09
過年度分	14,198,330	0.25	12,582,840	88.62	4.30
25 年度	5,785,462,150	100.0	5,745,842,028	99.31	0.12
現年度分	5,766,476,960	99.67	5,727,662,088	99.32	0.10
特別徴収	3,684,584,620	63.90	3,684,572,020	100.00	0.00
普通徴収	2,081,892,340	36.10	2,043,090,068	98.13	0.30
過年度分	18,985,190	0.33	18,179,940	95.75	7.13

※ 収納額は、還付未済額を除く。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

年度	調定額	収納額	収納率	対前年度比	不納欠損額
21 年度	71,515,985	43,559,160	60.90	—	—
22 年度	79,120,945	40,545,585	51.24	▲9.66	4,477,370
23 年度	74,498,370	31,493,130	42.27	▲8.97	5,496,560
24 年度	76,671,070	33,270,535	43.39	1.12	10,302,570
25 年度	77,834,565	38,409,249	49.34	5.95	8,734,270

※ 収納額は、還付未済額を除く。

● 市町村別収納状況 [平成 25 年度]

ア 現年度分

(単位：円、%)

市町村	調定額					収納額	未収額	収納率
	現年度分 特別徴収	現年度分 普通徴収	過年度分	計	構成 比率			
1 甲 府 市	1,009,128,450	636,738,910	5,223,840	1,651,091,200	28.5	1,639,789,420	11,301,780	99.31
2 富 士 吉 田 市	159,593,510	107,760,870	556,040	267,910,420	4.6	264,435,220	3,475,200	98.70
3 都 留 市	123,123,670	76,106,590	1,276,340	200,506,600	3.5	198,420,190	2,086,410	98.95
4 山 梨 市	171,830,270	95,377,120	394,150	267,601,540	4.6	265,608,740	1,992,800	99.25
5 大 月 市	155,888,100	61,358,060	429,210	217,675,370	3.8	215,691,980	1,983,390	99.08
6 韭 崎 市	120,562,820	57,736,090	531,760	178,830,670	3.1	177,781,800	1,048,870	99.41
7 南アルプス市	235,507,630	122,058,730	1,616,740	359,183,100	6.2	357,236,318	1,946,782	99.45
8 北 杜 市	251,512,610	98,135,590	837,520	350,485,720	6.1	348,494,330	1,991,390	99.43
9 甲 斐 市	235,301,230	141,694,560	930,790	377,926,580	6.5	376,685,950	1,240,630	99.67
10 笛 吹 市	261,230,910	174,636,420	2,024,360	437,891,690	7.6	435,861,850	2,029,840	99.53
11 上 野 原 市	132,052,490	62,022,540	343,910	194,418,940	3.4	193,483,770	935,170	99.51
12 甲 州 市	181,631,000	88,408,990	1,134,230	271,174,220	4.7	269,481,140	1,693,080	99.37
13 中 央 市	81,351,180	62,633,780	746,650	144,731,610	2.5	143,901,340	830,270	99.42
14 市 川 三 郷 町	99,719,480	29,957,470	292,920	129,969,870	2.2	129,494,080	475,790	99.63
15 早 川 町	10,824,360	5,544,990	4,310	16,373,660	0.3	16,373,660	0	100.00
16 身 延 町	105,668,920	34,025,160	826,090	140,520,170	2.4	139,318,190	1,201,980	99.14
17 南 部 町	61,977,950	20,964,140	266,250	83,208,340	1.4	83,208,340	0	100.00
18 富 士 川 町	84,197,980	34,901,250	355,900	119,455,130	2.1	118,553,030	902,100	99.24
19 昭 和 町	41,086,540	64,274,250	751,120	106,111,910	1.8	105,616,820	495,090	99.53
20 道 志 村	9,787,070	5,768,150	10	15,555,230	0.3	15,402,970	152,260	99.02
21 西 桂 町	12,610,240	6,805,100	3,510	19,418,850	0.3	19,418,850	0	100.00
22 忍 野 村	16,389,040	11,084,490	84,630	27,558,160	0.5	27,408,810	149,350	99.45
23 山 中 湖 村	22,026,960	25,636,580	24,660	47,688,200	0.8	46,159,600	1,528,600	96.79
24 鳴 沢 村	10,161,300	5,765,810	2,310	15,929,420	0.3	15,929,420	0	100.00
25 富士河口湖町	83,740,200	49,428,580	327,940	133,496,720	2.3	131,337,380	2,159,340	98.38
26 小 菅 村	3,423,050	1,490,810	0	4,913,860	0.1	4,913,860	0	100.00
27 丹 波 山 村	4,257,660	1,577,310	0	5,834,970	0.1	5,834,970	0	100.00
広 域 連 合	3,684,584,620	2,081,892,340	18,985,190	5,785,462,150	100.0	5,745,842,028	39,620,122	99.31

※ 収納額は、還付未済額を除く。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

市町村	調定額	構成比率	収納額	未収額	収納率	不納欠損額	欠損率
1 甲 府 市	24,470,000	31.4	12,236,080	12,233,920	50.00	938,570	3.84
2 富 士 吉 田 市	3,330,310	4.3	2,030,450	1,299,860	60.96	400,970	12.04
3 都 留 市	4,172,680	5.4	1,934,500	2,238,180	46.36	261,180	6.26
4 山 梨 市	2,868,570	3.7	1,881,910	986,660	65.60	240,870	8.40
5 大 月 市	1,867,120	2.4	1,235,240	631,880	66.15	—	—
6 韮 崎 市	1,631,490	2.1	1,058,324	573,166	64.86	229,360	14.06
7 南アルプス市	3,518,170	4.5	1,866,010	1,652,160	53.03	692,750	19.69
8 北 杜 市	5,031,720	6.5	2,126,850	2,904,870	42.26	598,450	11.89
9 甲 斐 市	1,908,280	2.5	1,137,940	770,340	59.63	297,440	15.59
10 笛 吹 市	5,166,160	6.6	1,020,270	4,145,890	19.74	1,886,000	36.51
11 上 野 原 市	2,491,310	3.2	115,990	2,375,320	4.65	—	—
12 甲 州 市	2,222,460	2.9	1,232,150	990,310	55.44	97,820	4.40
13 中 央 市	1,406,480	1.8	416,470	990,010	29.61	420,790	29.92
14 市 川 三 郷 町	695,190	0.9	367,030	328,160	52.79	—	—
15 早 川 町	—	—	—	—	—	—	—
16 身 延 町	7,002,520	9.0	5,370,660	1,631,860	76.69	—	—
17 南 部 町	—	—	—	—	—	—	—
18 富 士 川 町	1,163,500	1.5	722,930	440,570	62.13	—	—
※ 増 穂 町	88,920	0.1	1,930	86,990	2.17	—	—
※ 鰯 沢 町	24,300	0.0	18,600	5,700	76.54	—	—
19 昭 和 町	1,240,880	1.6	427,350	813,530	34.43	682,900	55.03
20 道 志 村	29,750	0.0	0	29,750	0.00	—	—
21 西 桂 町	—	—	—	—	—	—	—
22 忍 野 村	265,900	0.3	83,310	182,590	31.33	133,500	50.21
23 山 中 湖 村	3,200,730	4.1	1,814,780	1,385,950	56.69	703,290	21.97
24 鳴 沢 村	286,555	0.4	286,555	0	100.00	—	—
25 富士河口湖町	3,751,570	4.8	1,023,920	2,727,650	27.29	1,150,380	30.66
26 小 菅 村	—	—	—	—	—	—	—
27 丹 波 山 村	—	—	—	—	—	—	—
広 域 連 合	77,834,565	100.0	38,409,249	39,425,316	49.34	8,734,270	11.22

※ 平成 22 年 3 月 8 日、増穂町と鰯沢町は合併して 18 富士川町となった。表中の旧町の数値は合併前の調定に伴う分。

※ 収納額は、還付未済額を除く。

● 短期証等の交付状況

(単位：人、%)

年度	被保険者数 7 月末日 現在	8 月 1 日 現在	割合	短期証交付者数					資格証明書交付者数	
				1 か月 未満	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	8 月 1 日 現在	割合
21 年度	109,561	230	0.21	1	82	8	139	0	0	0.00
22 年度	111,543	314	0.28	0	132	9	173	0	0	0.00
23 年度	113,288	320	0.28	4	116	13	187	0	0	0.00
24 年度	114,830	402	0.35	4	113	6	278	1	0	0.00
25 年度	116,434	315	0.27	0	125	9	181	0	0	0.00

● 差押えの状況

(単位：件)

年度	差押え件数				差押え金額
	預貯金	生命保険	不動産	その他	
21 年度	0	0	0	0	0 千円
22 年度	0	0	0	0	0 千円
23 年度	2	0	0	1	208 千円
24 年度	3	0	2	3	1,574 千円
25 年度	11	0	0	5	1,111 千円

● 不納欠損の状況

(単位：件、円)

年度	件数	金額	主な理由
22 年度	753	4,477,370	生活困窮、居所不明、時効
23 年度	900	5,496,560	死亡（相続人なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
24 年度	870	10,302,570	死亡（相続人なし）、生活困窮、居所不明、時効
25 年度	805	8,734,270	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効

5 保険給付

(1) 窓口負担（一部負担金）

被保険者が医療機関に支払う窓口負担金の割合は、一般の方は1割、現役並み所得者は3割となります。（下表1参照）

ただし、住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上ある場合でも、下表2の条件のいずれかに該当する被保険者は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類を添えて、市町村の担当窓口へ提出すると1割負担になります。

表1 窓口負担割合の判定基準

所得区分	課税区分	判定基準	窓口負担割合
現役並み所得者	課税	住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者	3割
一般	課税	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ	非課税	世帯全員が住民税非課税の被保険者	1割
低所得者Ⅰ	非課税	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金所得の控除額は80万円として計算）を差し引いたときに0円となる被保険者	1割

表2 住民税課税所得が145万円以上でも1割負担となる条件

条件	判定基準（いずれか1つに該当）
条件1	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満
条件2	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満
条件3	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、前年の収入の合計額が520万円未満

(2) 一部負担金の減免

過去1年以内の間に、災害などにより住宅や家財などに著しい損害を受けたり、事業の廃止などにより収入が著しく減少したりして、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護者の状態となり、入院などによる一部負担金の支払いが困難なときは、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請し、認められると一部負担金が減額または免除されます。

1

災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき

3

事業の休廃止などにより、世帯主または被保険者の収入が著しく減少したとき

2

世帯主が死亡または長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき

4

干ばつ、冷害、凍霜害などにより、世帯主の収入が著しく減少したとき

(3) 療養の給付等

被保険者は、病気にかかったり負傷した場合に、かかった医療費の1割若しくは3割（前年中の本人所得などにより決定されます。）の自己負担金を窓口で支払うことで、保険医療機関や保険薬局で治療や薬剤などの医療サービスを受けることができます。

療養の給付の内容	
1	診療
2	薬剤または治療材料の支給
3	処置・手術その他の治療
4	在宅における療養上の管理やこれに伴う看護など
5	病院等への入院及びその療養に伴う看護など（食事療養などは除く）

(4) 療養費

やむを得ない事情で保険証や限度額認定証などを提示せずに医療機関にかかった場合や海外渡航中に病気やけがで診療を受けた場合（海外療養費）、医師の同意に基づき柔道整復師の治療を受けた場合など、窓口で一旦医療費の全額を自己負担していただきますが、申請により保険者負担分の金額を給付しています。

療養費が支給される主な内容	
1	急病などのやむを得ない理由で被保険者証を持たずに診療を受けた
2	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
3	医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術
4	骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
5	海外渡航中に治療を受けた

(5) 高額療養費

被保険者が1か月に支払った一部負担金の合計（病院や調剤薬局などの区別なく合算し、同じ世帯に被保険者が複数人いる場合は合算できますが、入院時の食費の標準負担額は合算できません。）が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が保険者から高額療養費として給付されるものです。

所得区分		外 来	世帯（外来＋入院）
現役並み所得者 （過去12ヶ月間で4回目以降）		44,400 円	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1％ （44,400 円）
一 般		12,000 円	44,400 円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

(6) 高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

所得区分		後期高齢者医療 ＋ 介護保険
現役並み所得者		670,000 円
一般		560,000 円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	310,000 円
	低所得者Ⅰ	190,000 円

（７）入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食費や居住費（主に長期にわたって療養を必要とする方のための療養病床に入院した場合）については、本人負担分（標準負担額）を支払うことで残りは保険者が負担します。

所得区分		食費 (1食)
現役並み所得者・一般		260 円
低所得者Ⅱ	入院期間が 90 日まで	210 円
	入院期間が 91 日以上 (過去 12 か月)	160 円
低所得者Ⅰ		100 円

（８）移送費

移動が困難な重病人を、緊急のため医師の指示により移送した場合で、広域連合が必要と認めた場合に、移送にかかった費用が支給されます。

所得区分	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者 一般	460 円※	320 円
低所得者Ⅱ	210 円	320 円
低所得者Ⅰ	130 円	320 円
老齢福祉年金 受給者	100 円	0 円

※ 一部医療機関では 420 円の場合があります。

（９）訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関等と同等の保険給付が受けられます。

（１０）葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費 5 万円が支給されます。

★ 限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税が非課税である低所得の方については、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関に提示すると、窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までに、また入院時の食費等が減額されます。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
交付年月日 年 月 日			
被保険者番号			
被 保 険 者	住 所		
	氏 名		男・女
	生年月日		
発 効 期 日		年 月 日	
有 効 期 限		年 月 日	
適 用 区 分			
長 期 入 院 該 当 年 月 日		保 険 者 印	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印		山梨県後期高齢者医療広域連合 印	

● 医療費及び医療給付費

(単位：円、%)

年度	医療費		医療給付費			一部負担金	給付率
	金額	前年比	金額	[再掲]高額	[再掲]高額介護		
21 年度	86,404,541,092	—	78,764,862,957	2,731,933,282	25,233,279	7,639,678,135	91.16
3 割	4,493,623,705	—	3,591,448,327	445,412,418	1,193,179	902,175,378	79.92
1 割	81,910,917,387	—	75,173,414,630	2,286,520,864	24,040,100	6,737,502,757	91.77
22 年度	90,756,322,267	5.04	83,028,768,068	3,040,736,293	72,569,700	7,727,554,199	91.49
3 割	4,645,102,965	3.37	3,735,005,473	485,672,169	4,011,652	910,097,492	80.41
1 割	86,111,219,302	5.13	79,293,762,595	2,555,064,124	68,558,048	6,817,456,707	92.08
23 年度	94,297,426,495	3.90	86,339,912,882	3,197,654,974	68,707,229	7,957,513,613	91.56
3 割	4,777,018,900	2.62	3,857,114,919	509,072,468	4,329,669	919,903,981	80.74
1 割	89,520,407,595	3.96	82,482,797,963	2,688,582,506	64,377,560	7,037,609,632	92.14
24 年度	95,175,509,921	0.93	87,307,386,688	3,276,496,041	57,143,427	7,868,123,233	91.73
3 割	4,530,578,294	▲4.96	3,687,340,335	474,605,104	4,127,815	843,237,959	81.39
1 割	90,644,931,627	1.26	83,620,046,353	2,801,890,937	53,015,612	7,024,885,274	92.25
25 年度	96,658,831,640	1.56	88,649,218,482	3,338,015,644	66,653,142	8,009,613,158	91.71
3 割	4,673,232,834	3.15	3,778,236,191	502,997,692	3,276,834	894,996,643	80.85
1 割	91,985,598,806	1.48	84,870,982,291	2,835,017,952	63,376,308	7,114,616,515	92.27

(注)「医療給付費」、「一部負担金」及び「給付率」は次による。

医療給付費 = 保険者負担分(定率分) + 高額療養費 + 高額介護合算療養費

一部負担金 = 医療費 - 医療給付費

給付率 = 医療給付費 ÷ 医療費 × 100

● 葬祭費

(単位：件、円)

年度	件数	給付額	1件当たり額
21 年度	6,182	309,100,000	50,000
22 年度	6,827	341,350,000	50,000
23 年度	7,114	355,700,000	50,000
24 年度	7,055	352,750,000	50,000
25 年度	6,843	342,150,000	50,000

● 診療種別医療費の状況

(単位：千円、%)

年度	医療費	前年比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等
21年度	費用額 86,404,541	—	39,407,733	24,635,393	2,494,282	15,778,818	182,248	2,815,107	1,090,960
	件数 2,931,082	—	86,357	1,624,857	151,130	1,003,949	2,465	80,892	62,324
22年度	費用額 90,756,322	5.04	42,500,302	25,332,139	2,575,132	16,126,364	200,059	2,871,068	1,151,258
	件数 2,992,733	2.10	89,605	1,629,735	157,492	1,046,943	2,588	83,857	66,370
23年度	費用額 94,297,426	3.90	43,726,138	26,038,606	2,745,142	17,477,677	235,957	2,873,627	1,200,279
	件数 3,084,357	3.06	90,768	1,662,906	167,216	1,089,531	2,909	85,009	71,027
24年度	費用額 95,175,510	0.93	43,962,324	26,320,525	2,887,224	17,770,668	266,806	2,773,025	1,194,938
	件数 3,179,680	3.09	89,466	1,704,650	177,034	1,135,223	3,230	83,827	70,077
25年度	費用額 96,658,832	1.56	43,877,178	26,492,455	3,009,419	19,049,997	281,980	2,750,887	1,196,916
	件数 3,254,249	2.35	88,167	1,725,446	187,944	1,177,008	3,566	83,038	72,118

(注)「療養費等」には、鍼灸・マッサージ・柔道整復術を含む

● 1人当たり医療費の状況

(単位：円、%)

年 度	医療費	前年比	入 院	入院外	歯 科	調 剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等
21年度	786,690	—	358,797	224,298	22,710	143,662	1,659	25,631	9,933
	3割	—	286,465	229,979	29,481	139,697	1,138	16,115	9,946
	1割	—	363,201	223,953	22,298	143,903	1,691	26,210	9,932
22年度	811,600	3.17	380,064	226,536	23,029	144,212	1,789	25,675	10,295
	3割	6.81	324,923	237,152	29,507	139,760	1,200	17,775	11,050
	1割	2.95	383,246	225,923	22,654	144,469	1,823	26,131	10,252
23年度	831,159	2.41	385,412	229,510	24,196	154,052	2,080	25,329	10,580
	3割	3.15	341,962	233,949	30,488	148,872	1,447	18,185	10,438
	1割	2.35	387,868	229,259	23,841	154,252	2,115	25,733	10,587
24年度	826,822	▲0.52	381,916	228,655	25,082	154,380	2,318	24,090	10,381
	3割	▲3.37	315,361	235,200	30,168	150,341	1,465	16,482	9,874
	1割	▲0.37	385,556	228,297	24,804	154,601	2,365	24,506	10,409
25年度	829,120	0.28	376,370	227,247	25,814	163,407	2,419	23,596	10,267
	3割	3.25	327,457	237,207	31,333	159,627	1,716	16,731	9,503
	1割	0.12	379,007	226,710	25,517	163,611	2,457	23,966	10,308

(注) 1人当たり医療費 = 医療費 [総額もしくは各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別医療費の状況

(単位：千円)

市町村	21 年度 医療費	22 年度 医療費	23 年度 医療費	24 年度 医療費	25 年度 医療費
1 甲 府 市	21,421,639	22,193,650	23,476,842	23,838,489	24,414,662
2 富 士 吉 田 市	4,454,457	4,863,226	4,967,819	5,082,829	5,116,397
3 都 留 市	2,975,779	3,091,626	3,154,665	3,171,013	3,132,376
4 山 梨 市	4,935,920	5,183,047	5,136,007	5,204,488	5,114,148
5 大 月 市	3,487,594	3,624,992	3,872,592	3,873,854	3,657,237
6 韭 崎 市	2,928,762	2,991,504	3,125,181	3,031,812	3,205,571
7 南アルプス市	6,067,615	6,333,963	6,516,135	6,485,425	6,634,186
8 北 杜 市	5,839,286	6,005,918	6,201,833	6,071,746	6,160,425
9 甲 斐 市	4,466,980	4,965,287	5,135,031	5,366,159	5,678,321
10 笛 吹 市	6,919,822	7,620,518	7,976,727	8,101,297	8,258,444
11 上 野 原 市	2,589,030	2,661,842	2,701,982	2,641,977	2,698,200
12 甲 州 市	4,371,941	4,382,471	4,616,782	4,616,269	4,776,055
13 中 央 市	1,997,126	2,298,910	2,291,524	2,295,180	2,358,202
14 市 川 三 郷 町	2,189,129	2,348,003	2,508,984	2,553,478	2,540,607
15 早 川 町	379,441	388,962	343,313	350,489	357,811
16 身 延 町	2,855,438	2,921,600	2,916,454	2,983,544	2,930,102
17 南 部 町	1,422,410	1,508,190	1,572,047	1,610,755	1,487,116
18 富 士 川 町	2,054,102	2,022,736	2,059,051	2,084,548	2,079,247
19 昭 和 町	963,042	1,047,785	1,079,747	1,104,839	1,184,452
20 道 志 村	235,729	215,204	267,964	230,063	234,856
21 西 桂 町	436,661	451,735	415,785	423,681	473,243
22 忍 野 村	561,182	520,290	577,992	630,068	618,629
23 山 中 湖 村	456,835	537,599	567,933	583,403	544,078
24 鳴 沢 村	210,236	219,856	262,969	269,854	264,435
25 富士河口湖町	1,964,601	2,080,841	2,266,502	2,288,252	2,464,353
26 小 菅 村	95,801	134,187	143,431	118,196	150,730
27 丹 波 山 村	123,983	142,380	142,134	163,802	124,949
広 域 連 合	86,404,541	90,756,322	94,297,426	95,175,510	96,658,832

(注) 富士川町の平成21年度数値は、合併した町（増穂町・鯉沢町）を合算したもの

● 市町村別療養給付費の状況

(単位：千円)

市町村	21 年度 療養給付費	22 年度 療養給付費	23 年度 療養給付費	24 年度 療養給付費	25 年度 療養給付費
1 甲 府 市	19,522,907	20,289,996	21,486,890	21,860,768	22,386,533
2 富 士 吉 田 市	4,066,775	4,459,898	4,556,391	4,680,727	4,699,810
3 都 留 市	2,704,040	2,820,263	2,873,338	2,898,986	2,866,586
4 山 梨 市	4,515,763	4,753,318	4,706,435	4,785,492	4,696,524
5 大 月 市	3,191,405	3,324,055	3,554,307	3,555,875	3,354,184
6 韭 崎 市	2,655,406	2,714,900	2,846,065	2,774,213	2,939,644
7 南アルプス市	5,526,098	5,798,179	5,969,096	5,946,774	6,083,337
8 北 杜 市	5,322,958	5,495,470	5,686,461	5,571,307	5,656,885
9 甲 斐 市	4,059,243	4,547,117	4,703,994	4,920,541	5,216,280
10 笛 吹 市	6,314,139	6,982,808	7,319,983	7,444,474	7,579,934
11 上 野 原 市	2,363,013	2,430,186	2,466,106	2,409,756	2,456,286
12 甲 州 市	3,973,339	4,002,576	4,219,690	4,232,434	4,382,471
13 中 央 市	1,822,794	2,104,326	2,098,971	2,100,385	2,153,493
14 市 川 三 郷 町	2,000,033	2,151,789	2,302,231	2,348,878	2,331,622
15 早 川 町	346,168	356,748	314,873	323,541	329,807
16 身 延 町	2,606,453	2,669,950	2,667,677	2,730,547	2,685,607
17 南 部 町	1,300,889	1,386,831	1,444,781	1,481,927	1,363,315
18 富 士 川 町	1,879,189	1,854,432	1,886,775	1,914,523	1,909,452
19 昭 和 町	874,990	950,140	981,670	1,003,232	1,079,672
20 道 志 村	214,920	197,348	244,160	209,362	214,838
21 西 桂 町	397,516	416,926	381,251	389,369	436,462
22 忍 野 村	515,394	470,934	530,960	582,047	568,450
23 山 中 湖 村	413,699	489,756	516,452	531,826	495,471
24 鳴 沢 村	191,089	200,710	241,257	248,287	243,242
25 富士河口湖町	1,786,978	1,904,482	2,078,740	2,102,705	2,264,872
26 小 菅 村	86,526	123,526	132,274	108,962	139,843
27 丹 波 山 村	113,139	132,104	129,085	150,449	114,598
広 域 連 合	78,764,863	83,028,768	86,339,913	87,307,387	88,649,218

(注) 療養給付費 = 診療費(入院、入院外、歯科) + 調剤 + 食事生活(医科・歯科) + 訪問看護の保険者負担分
 富士川町の平成21年度数値は、合併した町(増穂町・鯉沢町)を合算したもの

● 市町村別 1 人当たり医療費 [総額] の状況

(単位：円、%)

市町村	24 年度 1 人当たり医療費	25 年度 1 人当たり医療費	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
1 甲 府 市	895,073	902,242	7,169	0.80
2 富 士 吉 田 市	811,954	797,443	▲ 14,511	▲ 1.79
3 都 留 市	749,117	732,548	▲ 16,569	▲ 2.21
4 山 梨 市	895,011	873,169	▲ 21,842	▲ 2.44
5 大 月 市	817,786	765,753	▲ 52,033	▲ 6.36
6 韭 崎 市	784,225	811,742	27,517	3.51
7 南アルプス市	786,303	797,666	11,363	1.45
8 北 杜 市	742,177	746,990	4,813	0.65
9 甲 斐 市	841,091	857,364	16,273	1.93
10 笛 吹 市	892,508	899,515	7,007	0.79
11 上 野 原 市	694,709	697,570	2,861	0.41
12 甲 州 市	810,583	840,411	29,828	3.68
13 中 央 市	798,601	804,298	5,697	0.71
14 市 川 三 郷 町	786,411	781,245	▲ 5,166	▲ 0.66
15 早 川 町	861,152	899,023	37,871	4.40
16 身 延 町	819,655	819,838	183	0.02
17 南 部 町	831,572	774,137	▲ 57,435	▲ 6.91
18 富 士 川 町	751,459	752,805	1,346	0.18
19 昭 和 町	794,277	816,863	22,586	2.84
20 道 志 村	710,070	727,107	17,037	2.40
21 西 桂 町	759,284	843,570	84,286	11.10
22 忍 野 村	889,927	843,969	▲ 45,958	▲ 5.16
23 山 中 湖 村	882,607	814,487	▲ 68,120	▲ 7.72
24 鳴 沢 村	700,920	676,305	▲ 24,615	▲ 3.51
25 富士河口湖町	800,088	834,243	34,155	4.27
26 小 菅 村	579,392	742,515	163,123	28.15
27 丹 波 山 村	772,651	597,842	▲174,809	▲22.62
広 域 連 合	826,822	829,120	2,298	0.28

※1 人当たり医療費 [総額] = 医療費 [総額] ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり医療費 [内訳] の状況 [平成 25 年度]

(単位：円)

市町村	入院 及び 食事療養費 生活療養費	入院外及び調剤		歯科	訪問看護	療養費
			調剤[再掲]			
1 甲 府 市	425,622	428,681	177,474	29,797	4,453	13,690
2 富 士 吉 田 市	326,756	431,335	172,095	25,429	1,136	12,787
3 都 留 市	336,721	360,635	150,784	23,857	729	10,607
4 山 梨 市	445,118	389,825	186,239	27,155	1,197	9,874
5 大 月 市	369,493	359,843	149,138	27,583	1,626	7,208
6 韭 崎 市	398,955	382,385	165,255	25,154	805	4,444
7 南アルプス市	401,254	361,808	152,111	23,640	1,349	9,615
8 北 杜 市	357,255	358,136	155,165	22,024	2,870	6,704
9 甲 斐 市	417,558	397,682	155,634	27,565	3,271	11,288
10 笛 吹 市	476,378	386,665	176,781	24,486	2,457	9,529
11 上 野 原 市	314,395	341,962	127,562	32,564	488	8,159
12 甲 州 市	437,653	368,546	137,573	23,291	1,979	8,942
13 中 央 市	389,739	377,982	164,335	25,654	2,288	8,634
14 市 川 三 郷 町	382,436	361,443	171,289	23,396	1,912	12,057
15 早 川 町	523,425	361,612	196,294	12,125	1,357	504
16 身 延 町	428,656	367,222	177,931	18,440	861	4,660
17 南 部 町	355,172	378,608	98,398	26,506	6,391	7,460
18 富 士 川 町	336,549	382,128	166,746	20,048	1,996	12,084
19 昭 和 町	377,885	402,038	165,308	26,174	955	9,811
20 道 志 村	382,321	318,675	79,757	22,898	613	2,601
21 西 桂 町	328,417	485,602	165,139	20,585	1,391	7,574
22 忍 野 村	392,906	417,219	166,103	19,985	937	12,922
23 山 中 湖 村	336,249	445,541	165,620	26,459	153	6,085
24 鳴 沢 村	297,486	336,126	149,340	38,290	1,038	3,366
25 富士河口湖町	383,514	413,281	167,776	20,938	1,009	15,501
26 小 菅 村	384,421	329,147	67,612	27,878	0	1,069
27 丹 波 山 村	321,688	256,924	40,609	18,590	0	640
広 域 連 合	399,966	390,654	163,407	25,814	2,419	10,267

(注) 1 人当たり医療費 [内訳] = 医療費 [各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり療養費の状況 [平成 25 年度]

(単位：円)

市町村	療養費計					
		一般診療	補装具	柔道整復	按摩・ マッサージ	鍼灸
1 甲府市	13,690	3	714	4,359	7,293	1,321
2 富士吉田市	12,787	19	587	6,936	4,813	432
3 都留市	10,607	0	720	4,679	5,003	205
4 山梨市	9,874	98	670	5,040	2,820	1,246
5 大月市	7,208	3	845	3,750	2,574	36
6 韭崎市	4,444	6	596	2,112	1,221	509
7 南アルプス市	9,615	0	871	5,252	3,167	325
8 北杜市	6,704	1	386	2,327	3,265	725
9 甲斐市	11,288	0	726	4,802	4,450	1,310
10 笛吹市	9,529	4	575	3,730	3,940	1,280
11 上野原市	8,159	30	899	5,296	1,653	281
12 甲州市	8,942	37	493	5,217	2,853	342
13 中央市	8,634	0	435	3,412	4,255	532
14 市川三郷町	12,057	0	762	4,466	3,744	3,085
15 早川町	504	0	177	327	0	0
16 身延町	4,660	33	765	2,128	1,164	570
17 南部町	7,460	22	764	2,671	3,840	163
18 富士川町	12,084	9	600	4,478	5,729	1,268
19 昭和町	9,811	29	509	5,022	3,356	895
20 道志村	2,601	0	657	918	1,026	0
21 西桂町	7,574	0	160	4,740	1,454	1,220
22 忍野村	12,922	0	407	4,385	7,870	260
23 山中湖村	6,085	36	504	1,939	2,251	1,355
24 鳴沢村	3,366	0	818	1,732	816	0
25 富士河口湖町	15,501	300	854	7,599	4,116	2,632
26 小菅村	1,069	0	732	337	0	0
27 丹波山村	640	0	294	346	0	0
広域連合	10,267	20	666	4,332	4,311	938

(注) 1 人当たり療養費 = 療養費の合計 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別診療費諸率の状況 [平成 25 年度]

(単位：円、%)

市町村	入院					入院外				
	受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
			1 件	1 日	1 人			1 件	1 日	1 人
1 甲 府 市	77.06	18.38	519,605	28,267	400,418	1,668.98	1.81	15,052	8,322	251,207
2 富 士 吉 田 市	60.40	15.40	513,918	33,365	310,385	1,543.41	1.99	16,797	8,448	259,241
3 都 留 市	71.09	16.49	445,066	26,994	316,418	1,214.92	1.64	17,273	10,542	209,850
4 山 梨 市	88.12	18.56	472,396	25,454	416,260	1,350.49	1.78	15,075	8,462	203,586
5 大 月 市	73.51	16.89	472,940	27,994	347,674	1,342.63	1.75	15,693	8,978	210,705
6 韭 崎 市	78.75	18.60	472,739	25,415	372,301	1,524.13	1.72	14,246	8,261	217,129
7 南アルプス市	75.28	18.14	502,062	27,684	377,950	1,548.94	1.71	13,538	7,902	209,697
8 北 杜 市	70.86	17.45	472,662	27,080	334,938	1,268.62	1.59	15,999	10,040	202,972
9 甲 斐 市	75.45	17.72	523,154	29,517	394,716	1,663.75	1.69	14,548	8,601	242,047
10 笛 吹 市	83.14	18.30	540,694	29,542	449,528	1,445.47	1.74	14,520	8,348	209,884
11 上 野 原 市	68.33	17.03	430,725	25,297	294,314	1,335.47	1.73	16,054	9,265	214,400
12 甲 州 市	87.44	17.67	470,020	26,597	410,967	1,310.80	1.71	17,621	10,306	230,973
13 中 央 市	72.03	18.55	507,444	27,362	365,526	1,482.13	1.70	14,415	8,460	213,648
14 市川三郷町	73.22	18.32	489,809	26,733	358,621	1,322.42	1.78	14,379	8,062	190,154
15 早 川 町	100.00	19.07	491,010	25,747	491,010	1,252.76	1.74	13,196	7,590	165,319
16 身 延 町	87.47	18.02	459,311	25,485	401,737	1,199.38	1.76	15,782	8,946	189,291
17 南 部 町	72.67	17.24	458,495	26,598	333,190	1,474.13	1.68	19,009	11,319	280,210
18 富 士 川 町	68.43	15.83	464,548	29,347	317,884	1,516.47	1.72	14,203	8,260	215,382
19 昭 和 町	68.76	18.19	517,370	28,449	355,736	1,598.00	1.86	14,814	7,945	236,730
20 道 志 村	76.47	15.49	470,992	30,398	360,170	1,241.18	1.39	19,249	13,857	238,918
21 西 桂 町	64.53	13.26	486,360	36,687	313,836	1,485.20	1.78	21,577	12,115	320,462
22 忍 野 村	73.81	16.46	503,364	30,574	371,514	1,509.82	1.82	16,632	9,142	251,115
23 山 中 湖 村	65.12	14.51	491,277	33,857	319,918	1,486.98	1.81	18,825	10,393	279,921
24 鳴 沢 村	51.92	14.28	547,551	38,355	284,278	1,339.39	1.71	13,946	8,148	186,785
25 富士河口湖町	64.32	15.98	567,504	35,515	365,016	1,509.00	1.97	16,269	8,265	245,505
26 小 菅 村	67.00	18.46	542,330	29,385	363,334	1,557.14	1.65	16,796	10,169	261,535
27 丹 波 山 村	69.86	17.21	432,431	25,123	302,081	1,405.74	1.58	15,388	9,748	216,315
広 域 連 合	75.63	17.74	497,660	28,060	376,370	1,480.05	1.76	15,354	8,715	227,247

(単位：円、%)

市町村	歯科					合計				
	受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
			1 件	1 日	1 人			1 件	1 日	1 人
1 甲 府 市	190.48	2.26	15,643	6,920	29,797	1,936.52	2.51	35,188	14,005	681,422
2 富 士 吉 田 市	158.67	2.40	16,027	6,665	25,429	1,762.47	2.49	33,763	13,584	595,055
3 都 留 市	138.03	2.12	17,284	8,145	23,857	1,424.04	2.43	38,631	15,920	550,125
4 山 梨 市	163.86	1.98	16,572	8,355	27,155	1,602.46	2.72	40,376	14,818	647,001
5 大 月 市	171.59	2.37	16,075	6,772	27,583	1,587.73	2.52	36,906	14,663	585,962
6 韭 崎 市	147.78	2.33	17,021	7,307	25,154	1,750.67	2.53	35,106	13,850	614,585
7 南アルプス市	141.61	2.31	16,693	7,227	23,640	1,765.83	2.46	34,618	14,065	611,287
8 北 杜 市	142.04	2.07	15,506	7,483	22,024	1,481.52	2.40	37,795	15,760	559,934
9 甲 斐 市	178.00	2.22	15,486	6,989	27,565	1,917.20	2.37	34,651	14,614	664,328
10 笛 吹 市	145.15	2.31	16,869	7,292	24,486	1,673.76	2.61	40,860	15,644	683,898
11 上 野 原 市	196.04	2.24	16,611	7,405	32,564	1,599.84	2.45	33,833	13,818	541,278
12 甲 州 市	139.91	2.18	16,647	7,633	23,291	1,538.15	2.66	43,249	16,259	665,231
13 中 央 市	175.72	2.39	14,600	6,097	25,654	1,729.88	2.48	34,964	14,125	604,828
14 市川三郷町	144.80	2.31	16,157	6,981	23,396	1,540.44	2.62	37,143	14,179	572,171
15 早 川 町	83.67	1.93	14,492	7,505	12,125	1,436.43	2.96	46,536	15,740	668,454
16 身 延 町	112.12	2.22	16,447	7,397	18,439	1,398.96	2.82	43,566	15,463	609,467
17 南 部 町	181.05	2.03	14,640	7,222	26,506	1,727.85	2.37	37,035	15,626	639,906
18 富 士 川 町	125.45	2.29	15,980	6,980	20,048	1,710.35	2.33	32,351	13,909	553,314
19 昭 和 町	174.76	2.31	14,977	6,474	26,174	1,841.52	2.52	33,594	13,349	618,640
20 道 志 村	168.73	2.04	13,570	6,651	22,898	1,486.38	2.19	41,846	19,119	621,986
21 西 桂 町	112.66	2.18	18,272	8,393	20,585	1,662.39	2.25	39,394	17,483	654,885
22 忍 野 村	135.47	2.20	14,752	6,714	19,985	1,719.10	2.48	37,381	15,086	642,614
23 山 中 湖 村	187.28	2.24	14,129	6,310	26,459	1,739.37	2.33	36,007	15,436	626,298
24 鳴 沢 村	267.52	1.48	14,313	9,678	38,290	1,658.82	2.07	30,706	14,854	509,353
25 富士河口湖町	131.11	2.38	15,970	6,708	20,938	1,704.43	2.53	37,048	14,650	631,459
26 小 菅 村	137.93	2.20	20,211	9,172	27,878	1,762.07	2.33	37,044	15,873	652,747
27 丹 波 山 村	119.62	2.03	15,541	7,648	18,590	1,595.22	2.30	33,662	14,653	536,986
広 域 連 合	161.21	2.24	16,012	7,142	25,814	1,716.90	2.51	36,661	14,603	629,431

6 医療費の適正化

(1) 医療費通知の送付 [年 3 回]

被保険者に対し、受診年月、医療機関等名、日数、医療費（保険適用分のみ 10 割）の額などをお知らせすることにより、一人ひとりが健康管理を心がけ、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求の抑止効果を目的としています。

<平成 25 年度医療費通知送付状況>

送付月	送付件数
平成 25 年 7 月	110,054 件
平成 25 年 11 月	110,530 件
平成 26 年 3 月	110,584 件
合 計	331,168 件

(2) 後発医薬品利用差額通知の送付 [毎月]

高血圧、糖尿病等の一定の条件に該当する被保険者へ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、その利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に繋がっています。

<後発医薬品利用差額通知送付状況>

送付年度	送付件数
24年度 (8か月分)	28,250 件
25年度 (12か月分)	30,650 件

(3) 第三者行為損害賠償求償事務

交通事故など、第三者の行為によってけがをしたり病気になった場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

<第三者行為損害賠償金収納状況>

年度	収納件数	収納金額
21 年度	633	126,595,366
22 年度	688	109,265,782
23 年度	615	114,996,748
24 年度	581	82,212,876
25 年度	780	104,985,218

(4) 重複・頻回受診者への訪問指導

重複・頻回受診者に対して保健師等が訪問し、日頃からの健康づくりや適切な受診、服薬などに関する指導及び相談を行っています。

<訪問指導実施状況>

指導対象	指導実人数
重複受診 ※3か月連続してレセプト4枚以上（同一診療科3枚以上または同一疾病複数枚）	65 人
頻回受診 ※3か月連続して受診回数15回以上	53 人

(5) 柔道整復師等による施術状況の確認等

柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、被保険者に文書を送付するなどして施術内容の確認を行い、不正請求等の発見等に繋げる他、リーフレットやホームページ等において適正な受診を呼びかけています。

(6) 医療と介護の給付調整

在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の入所者を含む）で療養されている被保険者で、要介護（要支援）認定を受けている方の医療サービスのうち、介護保険でも同種のサービスがある場合は、医療保険と介護保険との間で給付調整が必要なため、医療機関への確認、返戻等の処理を行っています。

7 保健事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するための健康診査事業や高齢者の健康づくりのための各種健康増進事業を、市町村と協力して実施しています。

(1) 長寿健康増進事業

長年、社会に貢献されてきた高齢者の疾病を予防し、健康を維持するために、山梨県後期高齢者健康増進事業実施計画に基づき、市町村と広域連合が協力して、市町村の実情に応じた健康増進事業を実施しています。

<長寿健康増進事業実施状況>

年 度	実施市町村数	実 施事業数	事業の内容	健康増進事業補助金額
21 年度	7 市町村	14 事業	健康相談、健康教育、保養施設等の利用助成 スポーツ大会等の開催、人間ドック等健診事業 高齢者生きがいづくり交流事業	4,846,000 円
22 年度	7 市町村	7 事業	人間ドック等健診事業	30,608,000 円
23 年度	8 市町村	8 事業	人間ドック等健診事業	36,216,000 円
24 年度	9 市町村	9 事業	健康づくり教室、人間ドック等健診事業	43,168,000 円
25 年度	9 市町村	9 事業	健康づくり教室、人間ドック等健診事業	46,618,000 円

(2) 健康診査事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して重症化を予防するとともに、心身の健康を維持しながら自立し、生きがいのある生活を送るための適切な支援に繋げるため、健康診査の受診を促進しています。

<健康診査事業実施状況>

項 目		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
目 標 値 (計画)	受 診 率	—	18.0%	18.0%	15.5%	15.9%
	対象者数	—	107,955 人	109,750 人	110,038 人	111,217 人
	実施者数	—	19,430 人	19,755 人	17,057 人	17,642 人
実 績 (結果)	受 診 率	13.86%	13.53%	14.06%	15.45%	15.81%
	対象者数	109,209 人	111,261 人	108,960 人	106,770 人	107,847 人
	実施者数	15,136 人	15,049 人	15,319 人	16,496 人	17,056 人
健康診査事業費補助金額		24,896,000 円	33,600,000 円	41,848,000 円	45,016,000 円	46,362,000 円

● 市町村別交付額の状況 [平成 25 年度]

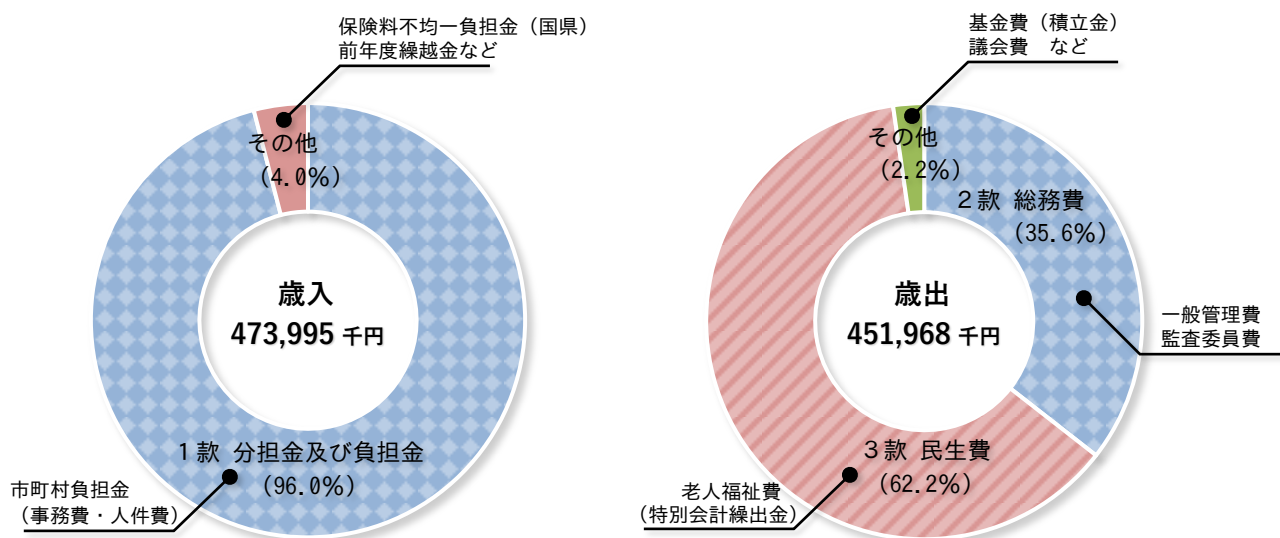
(単位：人、%、円)

市町村	対象者数	受診者数	受診率	交付金額	(参考) 人間ドック 受診者数	(参考) 人間ドックを 含む受診率
1 甲 府 市	23,975	1,242	5.18	3,705,000	1,132	9.90
2 富 士 吉 田 市	5,945	417	7.01	1,292,000	—	7.01
3 都 留 市	4,036	596	14.77	1,741,000	—	14.77
4 山 梨 市	5,530	188	3.40	546,000	116	5.50
5 大 月 市	4,384	502	11.45	1,365,000	—	11.45
6 韭 崎 市	3,856	984	25.52	2,381,000	—	25.52
7 南アルプス市	7,969	2,224	27.91	6,502,000	—	27.91
8 北 杜 市	7,647	1,768	23.12	4,398,000	—	23.12
9 甲 斐 市	5,813	1,371	23.59	3,052,000	483	31.89
10 笛 吹 市	8,721	1,613	18.50	4,703,000	—	18.50
11 上 野 原 市	3,488	349	10.01	1,003,000	65	11.87
12 甲 州 市	5,496	695	12.65	1,543,000	—	12.65
13 中 央 市	2,567	408	15.89	1,199,000	—	15.89
14 市 川 三 郷 町	3,132	909	29.02	2,717,000	—	29.02
15 早 川 町	352	144	40.91	452,000	1	41.19
16 身 延 町	3,326	935	28.11	2,787,000	—	28.11
17 南 部 町	1,906	680	35.68	1,983,000	—	35.68
18 富 士 川 町	2,640	872	33.03	1,964,000	—	33.03
19 昭 和 町	1,372	447	32.58	1,070,000	—	32.58
20 道 志 村	324	86	26.54	234,000	—	26.54
21 西 桂 町	513	45	8.77	122,000	—	8.77
22 忍 野 村	643	131	20.37	379,000	23	23.95
23 山 中 湖 村	620	188	30.32	541,000	—	30.32
24 鳴 沢 村	335	25	7.46	69,000	14	11.64
25 富士河口湖町	2,915	160	5.49	367,000	—	5.49
26 小 菅 村	145	44	30.34	146,000	—	30.34
27 丹 波 山 村	197	33	16.75	101,000	15	24.37
広 域 連 合	107,847	17,056	15.81	46,362,000	1,849	17.53

8 決算の状況〔平成 25 年度〕

（１）一般会計

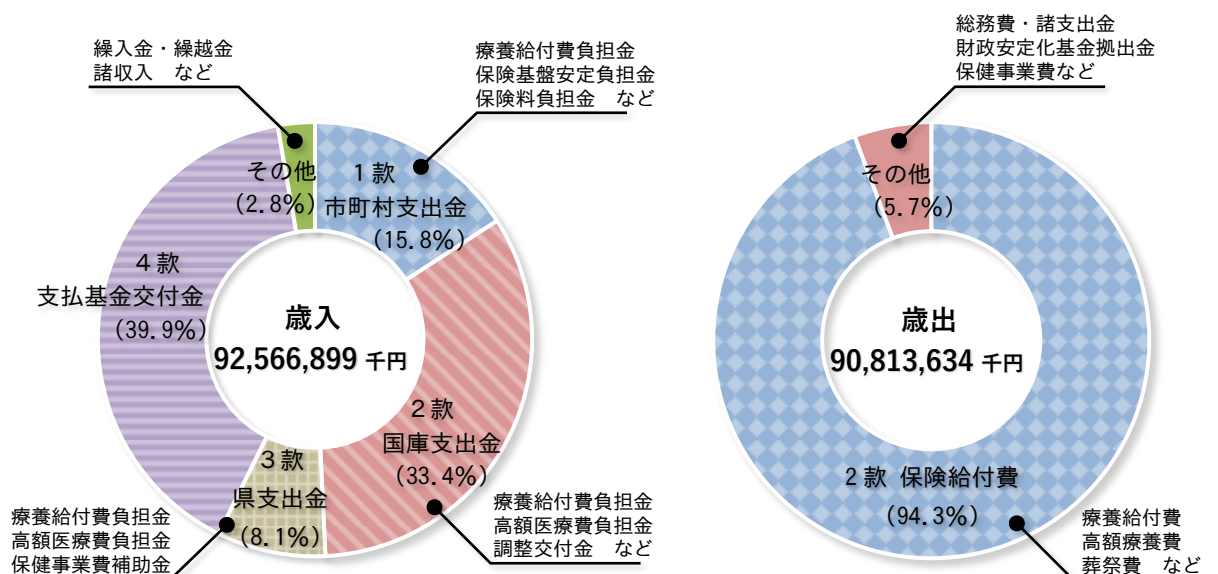
広域連合の運営に係る経費については、関係市町村の負担金を充てるとされています。一般会計の歳入の大部分が、この市町村負担金（１款 分担金及び負担金）であり、歳出においては職員の人件費を含む総務費と全体の６割超を占める特別会計への繰出金（３款 民生費）が主なものです。



（２）後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療に関する収入及び支出については、広域連合と市町村は特別会計を設けなければならないとされています。（高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条）

広域連合が設ける特別会計は、歳入においては市町村から納付される保険料や国県市による公費負担、現役世代の負担である支払基金交付金などがあり、歳出においては全体の９割以上を占める保険給付費や保健事業費などがあります。



(3) 基金

ア 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(経済事情の変動や災害などを原因とする収入減・支出増に対応するための財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
20 年度	60,000,000	60,000,000	0
21 年度	57,067,496	▲2,932,504	0
22 年度	71,137,404	14,069,908	0
23 年度	81,375,965	10,238,561	0
24 年度	33,755,573	▲47,620,392	0
25 年度	42,754,419	8,998,846	0

イ 山梨県後期高齢者医療制度臨時特例基金

(国の交付金を財源として、保険料の減額や、制度の啓発広報などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
20 年度	156,611,099	156,611,099	745,680,753
21 年度	1,419,573,125	1,262,962,026	▲342,683,402
22 年度	1,362,801,336	▲56,771,789	▲272,174,168
23 年度	1,184,354,671	▲178,446,665	▲314,369,819
24 年度	1,165,309,782	▲19,044,889	▲321,380,413
25 年度	501,204,150	▲664,105,632	307,270,105

ウ 山梨県後期高齢者医療給付基金

(後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、給付に要する費用などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
20 年度	—	—	—
21 年度	1,057,340,000	1,057,340,000	44,514,000
22 年度	582,180,435	▲475,159,565	748,714,000
23 年度	876,475,780	294,295,345	681
24 年度	435,097,489	▲441,378,291	757,222,763
25 年度	1,192,795,557	757,698,068	▲4,327,625

(参考) 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金

(未納による保険料の不足や、給付費の不足などに対して貸付等を行うための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	拠出率	基金からの交付または借入額
20 年度	217,356,609	0.09%	0
21 年度	435,197,981	0.09%	0
22 年度	666,630,999	0.09%	0
23 年度	899,092,947	0.09%	0
24 年度	1,153,772,536	0.09%	0
25 年度	1,408,459,911	0.09%	0

※ 26 年度・27 年度については、拠出は行わない。

● 一般会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	24 年度	25 年度	24～25 増減額	24～25 増減率
1 款 分担金及び負担金	500,405,088	454,926,952	▲45,478,136	▲9.09
市町村負担金	500,405,088	454,926,952	▲45,478,136	▲9.09
2 款 国庫支出金	339,255	327,090	▲12,165	▲3.59
保険料不均一賦課負担金	339,255	327,090	▲12,165	▲3.59
3 款 県支出金	339,255	327,090	▲12,165	▲3.59
保険料不均一賦課負担金	339,255	327,090	▲12,165	▲3.59
4 款 財産収入	534,058	334,190	▲199,868	▲37.42
利子及び配当金	534,058	334,190	▲199,868	▲37.42
5 款 繰入金	66,088,000	0	▲66,088,000	皆減
財政調整基金繰入金	66,088,000	0	▲66,088,000	皆減
6 款 繰越金	21,047,148	17,962,667	▲3,084,481	▲14.66
繰越金	21,047,148	17,962,667	▲3,084,481	▲14.66
7 款 諸収入	131,658	117,169	▲14,489	▲11.01
預金利子	131,508	117,159	▲14,349	▲10.91
雑入	150	10	▲140	▲93.33
歳 入 計	588,884,462	473,995,158	▲114,889,304	▲19.51

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	24 年度	25 年度	24～25 増減額	24～25 増減率
1 款 議会費	1,044,388	1,032,068	▲12,320	▲1.18
議会費	1,044,388	1,032,068	▲12,320	▲1.18
2 款 総務費	166,142,512	160,685,336	▲5,457,176	▲3.28
一般管理費	166,040,460	160,437,606	▲5,602,854	▲3.37
公平委員会費	0	0	0	0.00
選挙管理委員会費	0	0	0	0.00
監査委員費	102,052	247,730	145,678	142.75
3 款 民生費	384,772,837	280,933,680	▲103,839,157	▲26.99
老人福祉費	384,772,837	280,933,680	▲103,839,157	▲26.99
4 款 諸支出金	18,962,058	9,317,190	▲9,644,868	▲50.86
財政調整基金費	18,467,608	8,998,846	▲9,468,762	▲51.27
臨時特例基金費	494,450	318,344	▲176,106	▲35.62
5 款 予備費	0	0	0	0.00
予備費	0	0	0	0.00
歳 出 計	570,921,795	451,968,274	▲118,953,521	▲20.84
歳入歳出差引額	17,962,667	22,026,884	4,064,217	22.63

● 特別会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	24 年度	25 年度	24～25 増減額	24～25 増減率
1 款 市町村支出金	14,383,811,112	14,646,911,178	263,100,066	1.83
保険料等負担金	5,664,675,575	5,797,930,799	133,255,224	2.35
療養給付費負担金	6,970,385,109	7,072,581,844	102,196,735	1.47
保険基盤安定負担金	1,748,750,428	1,776,398,535	27,648,107	1.58
2 款 国庫支出金	30,982,608,538	30,929,460,718	▲53,147,820	▲0.17
療養給付費負担金	21,764,857,722	22,065,648,000	300,790,278	1.38
高額医療費負担金	282,994,170	288,080,634	5,086,464	1.80
調整交付金	8,273,908,000	8,555,828,000	281,920,000	3.41
事業費補助金	32,348,729	19,786,084	▲12,562,645	▲38.84
円滑運営臨時特例交付金	626,009,917	0	▲626,009,917	皆減
災害臨時特例補助金	96,000	118,000	22,000	22.92
円滑運営事業費補助金	2,394,000	—	▲2,394,000	皆減
3 款 県支出金	7,364,526,643	7,483,223,360	118,696,717	1.61
療養給付費負担金	7,059,024,473	7,171,961,726	112,937,253	1.60
高額医療費負担金	282,994,170	288,080,634	5,086,464	1.80
財政安定化基金交付金	0	0	0	—
保健事業補助金	22,508,000	23,181,000	673,000	2.99
4 款 支払基金交付金	36,712,687,859	36,958,736,308	246,048,449	0.67
後期高齢者交付金	36,712,687,859	36,958,736,308	246,048,449	0.67
5 款 特別高額医療費共同事業交付金	9,923,012	10,819,846	896,834	9.04
特別高額医療費共同事業交付金	9,923,012	10,819,846	896,834	9.04
6 款 財産収入	420,028	475,305	55,277	13.16
利子及び配当金	420,028	475,305	55,277	13.16
7 款 繰入金	1,037,196,813	940,908,166	▲96,288,647	▲9.28
一般会計繰入金	384,772,837	280,933,680	▲103,839,157	▲26.99
臨時特例基金繰入金	652,423,976	655,646,861	3,222,885	0.49
後期高齢者医療給付基金繰入金	0	4,327,625	4,327,625	皆増
8 款 繰越金	489,668,369	1,451,757,656	962,089,287	196.48
繰越金	489,668,369	1,451,757,656	962,089,287	196.48
9 款 県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
10 款 諸収入	96,070,905	144,606,662	48,535,757	50.52
延滞金	406,060	206,350	▲199,710	▲49.18
過料	0	0	0	—
加算金	4,344	0	▲4,344	皆減
預金利子	3,120,851	4,259,556	1,138,705	36.49
第三者納付金	82,212,876	104,985,218	22,772,342	27.70
返納金	10,326,774	35,155,538	24,828,764	240.43
雑入	0	0	0	—
歳 入 計	91,076,913,279	92,566,899,199	1,489,985,920	1.64

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	24 年度	25 年度	24～25 増減額	24～25 増減率
1 款 総務費	396,466,346	289,864,263	▲106,602,083	▲26.89
一般管理費	396,466,346	289,864,263	▲106,602,083	▲26.89
2 款 保険給付費	88,019,575,934	89,371,113,066	1,351,537,132	1.54
療養給付費	82,766,792,651	84,068,473,723	1,301,681,072	1.57
訪問看護療養費	238,377,055	251,734,700	13,357,645	5.60
特別療養費	0	0	0	—
移送費	0	0	0	—
審査支払手数料	264,316,255	239,450,250	▲24,866,005	▲9.41
療養費	1,063,700,505	1,064,635,607	935,102	0.09
高額療養費	3,276,496,041	3,338,015,644	61,519,603	1.88
高額介護合算療養費	57,143,427	66,653,142	9,509,715	16.64
葬祭費	352,750,000	342,150,000	▲10,600,000	▲3.00
3 款 県財政安定化基金拠出金	84,340,000	84,340,000	0	0.00
県財政安定化基金拠出金	84,340,000	84,340,000	0	0.00
4 款 特別高額医療費共同事業拠出金	8,689,390	6,650,274	▲2,039,116	▲23.47
共同事業拠出金	8,621,887	6,583,767	▲2,038,120	▲23.64
共同事業事務費拠出金	67,503	66,507	▲996	▲1.48
5 款 保健事業費	88,234,000	93,030,000	4,796,000	5.44
健康診査費	45,016,000	46,362,000	1,346,000	2.99
その他健康保持増進費	43,218,000	46,668,000	3,450,000	7.98
6 款 基金積立金	941,853,708	475,305	▲941,378,403	▲99.95
臨時特例基金積立金	626,009,917	0	▲626,009,917	皆減
医療給付基金積立金	315,843,791	475,305	▲315,368,486	▲99.85
7 款 公債費	0	0	0	—
利子	0	0	0	—
8 款 諸支出金	85,996,245	968,161,169	882,164,924	1,025.82
保険料還付金	9,692,980	11,460,780	1,767,800	18.24
償還金	76,237,465	956,648,589	880,411,124	1,154.83
還付加算金	65,800	51,800	▲14,000	▲21.28
9 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	89,625,155,623	90,813,634,077	1,188,478,454	1.33
歳入歳出差引額	1,451,757,656	1,753,265,122	301,507,466	20.77

後期高齢者医療制度の概要（平成 25 年度版）

平成 26 年 11 月 発行
平成 27 年 2 月 改訂

発行 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35
山梨県自治会館 2F

TEL 055-236-5671 / Fax 055-235-6373
